

平成26年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年 3月 5日
 本日の会議 平成26年 3月 5日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君	議 事 課 長 浜野 洋子 君
参 事 中山 庄治 君	

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君

会議録署名議員

19番 吉岡 清彦 議員

20番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時08分

平成26年第1回長与町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年 3月 5日（水）
午 前 9時30分 開議

諸 報 告

1. 議 長 報 告

2. 行 政 報 告

日 程	件 名
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	施 政 方 針 説 明
4	一 般 質 問

平成26年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 3月5日（水） ～ 3月24日（月） 20日間

月	日	曜	時間	区分	備考
3	5	水	9:30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明 一般質問（4名） （午前）吉岡議員 （午後）岩永議員 西岡議員 ・西田議員
	6	木	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）分部議員 （午後）内村議員 饗庭議員 ・金子議員 ・川井議員
	7	金	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）堤議員 （午後）佐藤議員 安藤議員 ・安部議員 ・河野議員
	8	土	—	休 会	
	9	日	—	休 会	
	10	月	9:30	本会議	議案審議(付託) (全員協議会)
	11	火	9:30	委員会	付託案件審査
	12	水	9:30	委員会	付託案件審査
	13	木	9:30	委員会	付託案件審査
	14	金	9:30	委員会	付託案件審査
	15	土	—	休 会	
	16	日	—	休 会	
	17	月	9:30	委員会	付託案件審査
	18	火	9:30	委員会	付託案件審査
	19	水	9:30	委員会	付託案件審査
	20	木	—	休 会	
	21	金	—	休 会	(春分の日)
	22	土	—	休 会	
	23	日	—	休 会	
	24	月	13:30	本会議	委員長報告、採決

◎ 一 般 質 問

期日	質 問 者 及 び 質 問 項 目	ページ
5 日	吉岡清彦 議員 ① 幸福度日本一について ② (仮)大村湾架橋大橋構想について ③ 住居表示の整備について	15
	岩永政則 議員 ① 大村湾浮橋構想について ② 長与町基本構想(10カ年)並びに前期基本計画(5カ年)の見直しについて ③ 市街地づくりについて	27
	西田敏 議員 ① 長与町行政に係る臨時職員、パートタイマー職員の時給について ② 今後の長与町の大型公共事業について	42
	西岡克之 議員 ① 福祉政策について ② 消防団支援法の改正について	50
6 日	分部和弘 議員 ① 防災対策の充実・強化について	70
	金子恵 議員 ① 地域活性化とまちづくりについて	84
	内村博法 議員 ① 子育て支援等について ② 町内の交通体系の充実について ③ 再生可能エネルギーの活用について	97
	川井哲雄 議員 ① 町の高齢化対策について ② 浄化センター横の公共用地について	115
	饗庭敦子 議員 ① 住民サービスについて ② 子ども会について	129
7 日	堤理志 議員 ① 地域経済の振興について ② 公共交通政策の今後の取り組みについて	152
	安部都 議員 ① 障がい者福祉行政について ② 本庁の休日開庁について	167
	佐藤昇 議員 ① 新しい図書館(生涯学習センター)及び長与町公民館について ② 自治基本条例(まちづくり基本条例)について	181
	河野龍二 議員 ① 高田南土地区画整理事業の課題と今後について ② 小中学校教室の冷暖房設置について	195
	安藤克彦 議員 ① コンビニの活用による行政サービスの向上について ② 「循環型社会・廃棄物行政」について	209

(開会 9時30分)

議 長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入るに先立ち申し上げます。

本日は広報用写真撮影をあらかじめ許可しておりますので、御了承願います。

ただいまから、平成26年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

1の議長報告ですが、お手元に配付したとおりでありますので、説明を省略します。

以上で議長報告を終わります。

次に、本日まで受理した請願・陳情はありません。

次に、2の行政報告の発言を許します。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

それでは行政報告をさせていただきます。

平成26年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、大変御多用の中に御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日から開会をしていただくわけですが、本議会におきましても、多くの議案のお願いをいたしております。長時間になることと思っておりますが、どうぞよろしく御審議をいただき御決定いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、早速、平成25年12月から26年2月にかけての行政報告をさせていただきます。

お手元に資料配付をさせていただいておりますので、主要な部分だけ御報告をさせていただきます。

12月6日に、長崎県町村会全員協議会が開催されました。県市町村関係団体の総会及び役員会の日程、妊婦健康診査の公費負担等の協議を行っております。

14日には、NHK長崎放送局80周年とあわせ、ことし開催の国体の啓発、または、スポーツを通じての子供たちの健全育成を目的に、NHKジュニアソフトボール教室が開催されました。講師には、昨年9月の国体リハーサル大会で長与町に来られました宇津木元日本代表監督、ルネサスエレクトロニクス高崎の上野投手、峰捕手をお招きし、町内の少年ソフトボールチームに所属する子供たちに熱心に指導をしていただいております。

25日は、中華人民共和国日本国大使館との交流会に参加させていただきました。この交流会は、全国の自治体でも唯一長崎県だけが行っているもので、本県と中国、ひいては両国間の友好交流がなお一層進展することを願って、大使館の皆様と交流を深めてまいりました。

26日から31日まで、消防団により年末警戒を実施をしていただいたわけですが、初日にそれぞれ各分団の激励を行っております。

1月に入りまして早々に、6日には時津町も、7日には長崎市、8日には、西海市の恒例の消防出初め式が実施されました。そして、9日に、長与町消防出初め式をとり行ったわけですが、議員各位におかれましても、御列席をいただきまして、御激励をいただいたわけですが、

12日は、長与町ロードレース大会及び長与町成人式をとり行っております。ロードレース大会は、ことしも2,000人を超える申し込みがあり、当日は、盛会裏の中で大会が実施されました。また、成人式では、ことしは566名の皆様が新しく成人の門出をされたわけですが、これにつきましても、それぞれ議員各位にも御出席をいただき、お祝いの励ましをいただいたわけですが、

17日には、厚生労働省健康福祉局水道課から水道企業団事業の再評価に係る水源現場の視察がっております。

19日には、JA長崎せいひ中部地区のJAまつりが開催されました。物品の販売や農産物の品評会が開かれまして、各部門で表彰式がとり行われております。

23日は、不当要求行為等対策連絡会議を開催し、最近の事例をもとに行政対処暴力について危機管理専門委員から講義を受けております。

2月に入りまして、3日には、恒例の町立高田保育所の節分豆まきを実施いたしました。新園舎で初めての豆まきであり、ことしも一年いい年でありますことを願って、鬼は外、福は内と、子供たちと一緒にしっかりと鬼を退治し福を呼んでまいりました。

4日には、北陽台配水池の通水式をとり行いました。給水量日量3,435立方メートル、給水人口8,350人のこの北陽台配水池の稼働は、老朽化が進んでいました第1、第2配水池の廃止、また、負担が大きかった第3配水池の負担軽減に産をなすものでございます。

13日には、九州総合通信局の支庁訪問ということで、防災行政無線ほか、通信設備の整備に関する今後の予定等について協議を行っております。

同じく13日に、佐世保にあります親和銀行本店におきまして、親和銀行ふるさと振興基金25周年記念助成金の贈呈式がございました。本町は、地域振興部門で、長与町子供会育成会連絡協議会に60万円の助成金をいただいております。

16日には、長与南コミュニティーまつりを開催していただきました。ことしも南小学校の皆さん、あるいは第2中学の生徒さん方も参加していただいてまつりに花を添えていただいております。ことしも、昨年に引き続き、コミュニティー活動の活性化を図る交流事業としまして、西海市中山地区からも参加をいただき、子供から大人、高齢者の方々まで多くの皆さん方がにぎわいを見せた一日でございました。

20日には、町内医師会と保健、介護、福祉、教育業務に関する協議会を開催させていただきました。

13日には、大村湾スイーツトレインに参加し、新長与スイーツを提供し、宣伝してまいりました。早ければ2015年春から県内でスイーツ列車の定期運行が始まるようでございます。

24日から26日まで、長与・時津環境施設組合議会の定例会が開催されました。今回の議会は25年度の補正予算、そして26年度の当初予算が主な内容でございました。補正では、歳入歳出それぞれ8億4,099万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,760万9,000円ということで議決をいただいております。また、当初予算では、今年度完成いたします熱回収施設建設工事が主な予算でございまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,982万5,000円と定めています。なお、構成町負担金は5億4,396万円で、長与町が2億9,093万5,000円、時津町が2億4,492万5,000円ということになっております。

27日には、長崎縣市町村関係団体、全部で6団体の各総会が開催されました。その中の長崎県町村会定期総会では、長崎県町村会会長に一瀬政太波佐見町町長が、また副会長には、古庄剛佐々町長が再任されておりますので御報告をさせていただきます。なお、任期は4月1日から2年間でございます。

以上が12月から2月にかけての行政報告でございます。そのほか、お手元に配付のとおり、多くの会議、事業がっております。次に、載せております5,000万円未満の入札結果とあわせまして御参照いただければと存じております。よろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

以上で行政報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、19番、吉岡清彦議員、20番、竹中 悟議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの20日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月24日までの20日間に決定いたしました。

日程第3、施政方針説明の発言を許します。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

平成26年度施政方針について。

平成26年の第1回長与町議会定例会に御提案いたします一般会計を初め、各特別会計、企業会計の当初予算や消費税率改正に伴う公共施設等の使用料

関係条例の改正議案など、各議案の御審議をお願いするに当たり、町政の施政に対する所信の一端を申し上げ、議員各位を初め、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、議会の皆様や町民の方々から多くの御意見、御指導と御協力をいただき、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちを目標に、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

我が国におきましては、一昨年発足した第二次安倍内閣が掲げた経済政策、いわゆるアベノミクスの効果により、長年続いたデフレ経済を脱却しつつあり、緩やかではありますが景気回復の兆しが見え始めているようでございます。しかし、本年4月からの消費税率の引き上げによる景気への影響のほか、TPP交渉に伴う影響、安全保障や近隣諸国との外交問題など、国内外に多くの課題を抱えたままでもあります。また、継続的な課題として、東日本大震災の復興、人口減少、少子高齢化社会を背景とした社会保障制度の確立など、極めて重要な課題解決も急務となっておりますところでございます。

現状では、景気回復の実感が一部企業や限定的な地域であることから、今後は全国的な個人の賃金や所得の向上へとつなげ、ぜひ、真の景気回復、安定的な経済成長を軌道に乗せ、誰もが安心して暮らせる活力ある日本を構築すべく、地方の景気、経済の活性化が図られるよう期待するところでございます。

本町では、昨年は長与小学校、高田保育所の建設等を初め、長年の懸案でありましたごみ焼却施設建設につきましても、来年4月稼働に向けて事業推進を図っているところでございます。

平成26年度予算編成の歳出につきましては、社会保障、福祉関係経費、国民体育大会経費の増加に加え、高田南土地地区画整理事業、西高田線街路事業など、投資的経費の増加及びそれらの事業に伴う町債の新規発行も増加傾向でございます。また、それを補う歳入につきましては、国、地方ともに景気の低迷が続く中、大変厳しい財政状況であり、重要な一般財源である町税や地方交付税についても厳しい状況になるものと思われまますので、基金の取り崩し等により予算編成をしている状況でございます。

今後も、多額の経費を要する事業が続くものと考えられ、町債の償還も増加することから、事業の優先順位等を的確に判断し、財政の健全性を維持してまいりたいと考えております。

また、懸案事項でございました新図書館建設につきましては、私はこの施設建設場所を現在造成が行われております榎の鼻土地地区画整理事業敷地内の保留地、おおよそ1万平米とすることに決断をいたしました。

この建設場所につきましては、これまでいただいた議会からの御意見や有識者会議における提言などを踏まえ、熟慮を重ねてきたところでございますが、住民皆様方の利便性の確保や用地確保の見通し、また、私の目指すコンパクトなまちづくりの中核施設としての周辺環境などを総合的に考慮し、当該地が最も適しているものと判断したところでございます。

今後、図書館機能はもとより、町民のふれあい、交流の場となり、また、町の情報発信の拠点となるような施設整備に向け、用地取得の手續とともに施設の基本構想づくりに着手をしていきたいと考えております。

なお、以上の点を踏まえ、今後のまちづくりの指針となるコンパクトシティ構想を取りまとめ、幸福度日本一のまちづくりを力強く進めてまいりたいと思っております。

それでは、平成26年度におけます重点施策につきまして、各所管ごとに御説明をさせていただきます。

まず、総務部でございますが、平成25年度から退職共済年金の支給開始年齢が引き上げられたことに伴い、定年退職職員を対象に、雇用と年金を確実に接続するとともに、高齢者雇用の推進のため、平成26年度から再任用制度を活用していく予定にしております。

消防防災関係につきましては、県道改良工事を伴い、第5分団格納庫の移設を行う手續を進めているところでございます。また、消防自動車の計画的な更新を行うため、小型動力ポンプ付積載車1台と小型動力ポンプ1台の買い換えを予定しております。

財政運営につきましては、継続中の事業や、これから事業の実施が想定される新規事業、公共施設のインフラ整備など、多額の財源を必要とした事業が考えられ、今後とも大変厳しい財政運営が続くことが予測されるところでございます。そのような中で、将来を見据えた事業の実施が必要となってまいります。限られた財源で最大の効果を生み出すよう、事業の選択と集中、必要性和緊急性を見きわめ、予算の重点配分を図りながら、財政健全化の堅持に努めてまいりたいと考えております。

結婚の相談事業につきましては、社会福祉協議会への委託事業として準備をしてまいりましたが、平成26年度からイベントなどを計画しておりますので、それらを通して出会いの場を提供し、1組でも成婚につながることを期待しているところでございます。

次に、企画振興部でございますが、いよいよ本年開催されます長崎がんばらんば国体並びに長崎がんばらんば大会につきまして、両大会の成功に向け英知と情熱を集結し、心のこもった本町にふさわしい魅力と活力あふれる大会を目指してまいりますので、町民の皆様を初め、関係各位のさらなる御支援、御協力を賜りますようお願いをいたします。

長与町情報化の推進につきましては、百合野地区で準備を進めておりました地域支え合いICTモデル事業の本格的な運用に入るとともに、防災に強いコミュニティーのあるまちづくりの推進のため、コミュニティーFMを初めとする情報インフラの整備について、引き続き調査、研究を行ってまいります。

国際交流事業につきましては、昨年の姉妹都市訪問を契機に、町民への姉妹都市の周知を図っていくとともに、長与町国際交流協会を中心とした国際交流事業に取り組んでまいります。

また、第9次総合計画の策定に向け、住民アンケートとして、まちづくり

町民意識調査を実施いたします。

地域のまちづくりとコミュニティーの推進につきまして、本年度策定される各地区コミュニティーにおけるまちづくり計画に基づくコミュニティー活動について必要な支援を行うとともに、自治会加入促進について、引き続き自治会と一体となった取り組みを進めてまいります。

商工業の振興につきまして、町内事業所の経営安定のため、商工会と連携を図りながら必要な施策を講じてまいります。

役場庁内における電算システムにつきまして、行政事務の効率化や利便性の向上に結びつく新システムへの円滑な移行を図るとともに、番号法に基づく番号制へのシステム対応を進めてまいります。

続きまして、生活福祉部でございますが、少子高齢化社会の中において、住民の皆様の福祉と健康と環境を守り、生活と密接なつながりを持つ業務であることを自覚し、親しまれ利用しやすい対応を考え、町民サービスの向上に努めてまいります。

近年、本町におきましても、共稼ぎ世帯がふえており、今後ますますその傾向が強くなるものと考えております。そこで、住民サービスの向上の観点から、本年5月から毎月第2、第4土曜日の午前中に、生活福祉部の一部の窓口業務を開設するよう準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、子育て支援として、平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まります。この制度のもとで、教育、保育、子育て支援の計画的な給付、事業の実施、充実を図るため、5年間で1期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、新制度への準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業として、長与町老人福祉計画第5期介護保険事業計画の最終年度となるため、事業計画を遂行しながら第5期の総括を行い、次期第6期事業計画を策定いたします。一人でも多くの高齢者がいつまでも健康で、それぞれの生きがいを持っていきいきと毎日を過ごすことができるような取り組みを基本に、介護が必要になっても住みなれた地域で介護サービスを受けながら安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのために、家族介護者への支援や介護予防事業、地域密着型サービスなど、介護保険事業の充実強化を図ってまいります。地域包括支援センターにつきましては、引き続き地域ケアシステムの中心となるべく、機能の充実に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合で運営されておりますが、今後も後期高齢者医療制度の啓発、特に健康診査については、周知を図ってまいります。

健康保健部門として、第2次健康ながよ21を策定し、昨年度から、健康寿命の延伸、健康格差の縮小に向けて取り組んでおります。生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、休養、心の健康づくり、そして、地域の健康づくりを大きな柱として、妊娠期から高齢期まで生涯にわたった支援を行ってまいります。

次に、生活習慣病の発症予防と重症化予防につきましては、特定健診、特定保健指導の受診率向上に向け、広報、ホームページ等あらゆる機会を捉えて受診勧奨に努め、健康づくりの環境整備に重点を置いた施策を推進してまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、さらなる収納率向上を目指し、ジェネリック医薬品の普及促進のための差額通知や適正受診への啓発を通して医療費の抑制を図りたいと考えています。

循環型社会の構築、低炭素社会の形成に向けて環境負荷を低減し、物を大切にすることを育む社会、一人一人が環境を考え行動する社会の実現に向けて、資源リサイクルの啓発、促進を図るとともに、ごみの減量化、地球温暖化防止対策などの施策を推進してまいります。

ごみ焼却施設の建設につきましては、地域住民の皆様及び地権者の皆様の御理解、御協力をいただきながら、道路築造等の工事を進めているところでございます。また、ごみ焼却施設本体の建設工事につきましても、長与・時津環境施設組合において、建築物基礎工事に着手し、平成26年11月末完成の予定で、その後、機器の運転調整及び性能試験等を実施し、予定どおり27年4月稼働に向け努力をしております。

ゴミの減量化につきましては、生ごみ減量、適正な分別の周知を保健環境連合会及び環境サポーターとの連携を密にして推進してまいります。さらに、高齢者等のゴミ出し弱者支援事業の充実、より取り組みやすい拠点回収に向けて、常設の回収拠点の増設を行うなど、より取り組みやすい拠点回収に向けての改善及び検討を行いながら、町民との協働の観点から現在の回収方法を継続してまいります。

また、環境問題の啓発及びリサイクルの推進を図るために、学校や自治会などで回収された牛乳パックを再生利用した啓発用トイレットペーパーを作成し、町内小・中学校等の公共施設での使用及び各種のイベントでの配布につきましては、昨年に引き続き実施し、さらなるリサイクル意識の向上を図ってまいります。

加えて、省エネルギーの推進と環境に優しいまちづくりに向け、平成24年10月より開始いたしました住宅用LED電球等購入費補助金につきましては、町民の皆様にご好評をいただいております。今年度も家庭における電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出削減を図るため、事業を継続いたします。

日々の生活と密接なつながりを持つ環境行政においては、町民の皆様の御協力が不可欠であり、御意見にも真摯に傾聴しながら環境行政のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、建設部でございますが、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や農産物価格の長期低迷による農業収入の低下、農業経営の不安による後継者の他産業への流出等、依然として厳しい状況にあります。本町の農業におきましても、農業従事者の高齢化や担い手の不足などにより、耕作放棄地が発生しています。また、輸入農産物の増加、燃料等の高騰により農業所得が減少し、経営は依然として厳しい状況でございます。そこで、平成26年

度より農業者等への総合的な窓口として、長与町農業支援センターを開設し、規模拡大、縮小等に関する相談業務や補助事業のお知らせなど、農業の活性化の積極的な支援を行ってまいります。さらに、平成26年度より県が設置する農地の中間管理機構の委託事業により、農地集積、耕作放棄地解消を推進してまいります。また、従来より実施している耕作放棄地防止対策としての中山間地域等直接支払交付金事業や日本型直接支払制度、旧農地・水保全管理支払事業を今後も進めるとともに、かんきつの優良品種更新事業、ブランド商品生産対策事業を継続して行い、新たな農作物についても県央振興局とタイアップして技術的支援を行ってまいります。また、直売所での販売を目的とした野菜等の苗購入補助である畑作物拡大事業や落葉果樹の苗木購入補助事業などにより、農業所得の向上を目指します。

水産業の振興につきましては、ヒラメ等の稚魚放流事業や浅場等の持つ多面的機能の効果的、効率的な発揮に資するため、水産多面的機能発揮対策事業を継続して推進します。

次に、建設関係ですが、町道に架設されている全ての橋梁の長寿命化修繕計画の完了に伴い、計画に基づいて安全の確保に努めます。

安心・安全住まいづくり支援事業につきましては、木造住宅及び特定建築物等の耐震診断を支援してまいります。

また、港湾事業につきましては、例年どおり県に要望してまいります。

町道の維持管理につきましては、補修を必要とする路線が年々増加しているため、パトロール等を実施し、緊急性のある路線から優先的に実施をいたしてまいります。

次に、町道の改良整備につきましては、社会資本整備総合交付金により実施しております町道高田小学校線の拡幅工事、町道池堂西時津線及び町道高田南自由が丘団地線の新設工事の完成に向け努力をしてまいります。また、県が推進しております県道長崎多良見線の改良整備事業につきましても、早期完成に向け県に要望をしてまいります。

公園整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、昨年度からの継続事業としまして、多目的広場の整備を行います。また、中尾城公園を初めとする都市公園等は、町民の憩い、安らぎの場として多くの町民に利用されており、より一層の維持管理の充実に努めてまいります。

都市計画道路西高田線につきましては、長与町榎の鼻土地区画整理事業区域内の公共管理者負担金による工事の完了と、役場前の橋梁工事に着手してまいります。高田南土地区画整理事業でございますが、事業の長期化により、地権者の方々には大変御迷惑をおかけしておりますが、早期完成に向けて努力をしてまいります。

次に、教育委員会でございますが、学校教育の面では、子供たちの健全育成、一層の学力向上等を目指すとともに、引き続き教育環境の整備のために、今年度は高田小学校体育館屋根防水対策に取り組んでまいります。特別支援学級につきましては、新たに長与小学校に肢体不自由児学級、長与第二中学校と高田中学校に情緒障害児童学級を開設するとともに、特別支援教育の一

層の充実を図ってまいります。また、デジタル教科書や電子黒板、タブレットパソコン、書画カメラ等を用いたICT教育の推進を図ってまいります。

次に、生涯学習の推進では、心豊かな地域づくり、人づくりを目指し、公民館活動を初めとする各種事業の一層の充実を努めてまいります。また、青少年健全育成においては、これまで長崎県が実施していた興行施設等の立入調査に関する事務の権限委譲を受けて、有害図書、有害玩具等の立入調査を町独自で実施するほか、有害図書回収に係る白ポストの設置も予定しており、社会環境の浄化のため、より具体的な取り組みを進めてまいります。

文化活動の振興では、昨年実施した郷土芸能大会のインターネット上への動画掲載を行ったところですが、引き続き各種文化事業について、新たにテレビ等のメディアを活用した情報発信に努めてまいりたいと考えております。また、文化財保護意識の高揚などを目的に、これまでも史跡めぐりや歴史講演会などを単発的に開催してまいりましたが、これらに加え、新たに一定のテーマを設けた、仮称ではございますけれども、歴史講座の開催を予定しているところでございます。これらの事業を通じまして、町民皆様のふるさと意識の醸成に努めてまいります。

スポーツ振興では、町民の健康づくり、生涯スポーツの普及を目指すとともにスポーツ、レクリエーション活動を推進し、スポーツ施設の充実を図り、町民一人一人がスポーツに親しむ機会の提供を進めます。

また、今年秋に開催されます長崎がんばらんば国体、長崎がんばらんば大会の成功に向け、安全安心な施設整備の推進をしてまいります。

最後に、水道局でございますが、水道事業は、住民生活の快適な暮らしや、社会活動に不可欠なものとなっており、安全で良質な水を安定供給することを最大の使命として取り組んでおります。平成26年度におきましては、老朽化した水道施設の計画的な更新、道路改良などに伴う配水管布設工事を実施、効率的な施設利用を図ってまいります。また、水質管理並びに漏水防止対策についても充実を図り、適切な維持管理を進めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、高田南土地地区画整理事業地区の造成工事進捗にあわせて整備を行います。また、町内の整備済み地区において、未水洗化世帯の水洗化促進にも努めてまいります。雨水浸入対策として、老朽化したマンホールふたの取りかえを引き続き実施し、下水道管については、異常及び劣化などの調査を行い、計画書に基づいた対策を行ってまいります。また、浄化センターの適正な管理運営に努め、大村湾の水質保全を図るため、放流水の水質管理に努めてまいります。

以上、大変長くなりましたが、平成26年度の町政運営の一端を御説明させていただきましたが、今後とも住民の福祉向上と、さらなる町の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。議会を初め、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(山口経正議員)

これで施政方針説明を終わります。

場内の時計で10時15分まで休憩します。

議長

(休憩 10時06分～10時15分)

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、これから一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。

通告順1、吉岡清彦議員の①幸福度日本一について、②(仮称)大村湾架橋大橋構想について、③住居表示の整備についての質問を同時に許します。

19番、吉岡清彦議員。

19番

(吉岡清彦議員)

おはようございます。

一般質問に入りますけども、その前にちょっと世界の状況とといいますか、ちょっと述べておきたいと思います。

まず1点目が、● 言いましたとおり、記録的な大雪ですね、それによりまして亡くなられた方もあります。衷心よりお悔やみを申し上げたいと思います。それとともに、農業関係等々で多大なる被害を受けられた皆さん方の政府主導による早期な立ち直りを期待したいと思っております。

2つ目が、ソチオリンピックがありましたけども、いろんな形での感動をいただきました。本当にありがとうございました。

3番目が、アメリカのカリフォルニア州グランデール市における慰安婦の像が問題になっておりましたけども、当時の日系人の方々が撤去に向けて訴訟を起こした。やっぱり日本人としての誇りを持った方々が世界におるんだなちゅうことを改めてありがたく痛感いたしました。

もう一つが身近なところでですけど、吉田町長さんが発言をされて● ということでございます。日本一の幸福にされて、それこそ我々住民も日本一のまちづくりに向けて頑張っていたきたいと感じております。

では質問に入ります。

1点目1項目ですね、幸福度日本一について。

このところの(3)で3行目、「制度は」ってありますね。「未」とかってありますけど、下の字を短くして「まつ」、「すえ」という字ですね。この字は下の字が横棒が長いので、小さくした「未」その字に訂正をお願いしますと思います。

では1項目、幸福度日本一について、町長も1期目の折り返しに入ってきました。これから町民の皆さんが本当に感じる幸福度日本一に向けて対策をどう考えとるのかを3つの質問からお伺いしたいと思います。

(1)が町長自身が新たに自分が● こられた事業あります。● とか、あるいはそれに向けての達成年度とか完成年度がいつごろになるのか、そういうのを伺いしたいと思います。

(2)従来からの懸案等がありました、あったんですね。そういうのについて● たいと思います。例えば図書館、あるいは中央公民館、あ

るいは建物、橋などの耐震対策、道路整備などのインフラの整備、あるいは福祉、教育、こういうものがあると思います。施政方針でもちょっと出ておりましたけどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目が、常に私が心配してるのが、この住民あるいは自治会等々に負担をかけている資源化物の拠点回収制度ですね。これがやっぱり必要じゃないかというのを常々言ってきておるわけでございます。この件については、これを導入する平成13年の自治会長会と申しますか、環境組合略して保環連と申していますけれども、そのときに持ち上がったときから、住民に負担をかけるから●、こういうのは●大変じゃないですかということ常々思っけてきたわけですけども、改めて今回問うてみたいと思ひます。時々私は生き方と申しますか、例えば行政のあり方等々について先人と申しますか、先輩の方々の言葉、教えを考えながら、いただきながらここで質問をさせていただいておりますけれども、古典の教えに「蓋ぞ亦た其の本に反らざる」そういう言葉が御存じと思ひますけれどもあります。そのもとになぜわからないのか、行政としてどういう形でそのもとが何なのかですね。それを常に訴えてきたわけですけども、今のこの一か月溜めて、遠いところへ持って行く、制度としてはいいでしょうけれども、基本的には、一つの制度というのは枝葉の先にしかすぎないわけですね。基本的にやっぱり住民がどう思っているか、それが本当のもとではないかということ申してきております。それが、今、住民の自治会離れとか、あるいは行政離れ、そういうのが起きておるように見えます。それで、今まで一生懸命やっける拠点回収等々に取り組む人たちは、それでより以上頑張って見本を示してもらっているわけですね。しかし、全体からすると、やっぱりこういうのは見直していくべきじゃないかというのが、再度また私からの質問でございます。

大きな2番目、(仮称)大村湾架橋大橋、これずっと我々が議会へ出る前から確かにあつた問題であります。そこで、私もいろんな質問の中で聞いておりましたけども、21世紀の夢を語るという議会だよりを発行しました。平成13年の1月発行でこの項目をつくつたわけですけども、私は大村・長与大橋の完成で大村湾を一またぎ、中尾城天守閣から町並みを見渡せば、ニュータウン1丁目、サニータウン1丁目など、きれいな町並みのある夢のある長与市というのが訴えてきたわけでございます。この夢の実現に向けて、3年に1回ぐらいの割合で一般質問を申してまいりました。この間、3年ぐらい前から浮橋という構想も長崎大学の工学部の教授さんが打ち出して申して、また今年の1月にそういうお話をやっけておられましたけども、これも簡単にいきませんけども、長与町の取り組みをどう考へておるのかをお尋ねしていきたく思ひます。

大きな項目の3点目でございます。

都市化されつつある長与町のまちづくりの土台の一つに、この住居表示を整備していくのが大事じゃないかというのを訴えてまいりました。これは、サニータウンが造成されるときからということ申して、きれいなまちができるわけですから、きれいな住居表示でわかりやすくやっけていったらどうかという

のをずっと提案してきたわけでございます。その間、まなび野団地がきれいな町並みとしてきれいな団地として整備されております。このたび最後の大型団地である長与町榎の鼻土地区画整理組合による団地が完成を間近に控えております。この団地の住居表示がどういう形になっていくのか、また、町としても団地発展のためには大事なことじゃないかと思っておりますので、これについて質問していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、本定例議会最初の質問をお伺いいたしました吉岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

1番目の御質問の1点目、町長自身が新たに訴えた事業内容、事業費及び達成年度はいつかという御質問ですが、町長に就任して間もなく2年が経過いたします。この間、町民の皆様と町政について懇談するほっとミーティングの開催や、御意見をいただく町民提案箱の設置、また、今後のまちづくりについて総合開発審議会に諮り、コンパクトシティ構想推進委員会の皆様によるそのデザインをまとめていただいております。さらに、図書館建設を念頭に置いて、榎の鼻地区画整理を含む中心市街地活性化計画、情報ネットワークの整備、インフラのさらなる整備、充実を行っております。

少子化対策といたしまして、認可外保育所への運営費補助、また、今年4月からは、町立高田保育所での延長保育の実施及び少子化対策にあわせまして、定住人口の増加及び福祉の増進を目的に結婚相談事業を実施するようにならしてしております。

情報インフラの整備でございますが、25年度は県の地域支え合いICTモデル事業を利用し、百合野地区をモデルに高齢者の見守りや、テレビをインターネットにつないで地域独自の情報を流す事業に取りかかったところでございます。平成27年度までの3カ年の事業で、事業費は県費補助を含め、およそ1,500万円を見込んでおるところであります。

また、コミュニティーFMの開設につきましては、今年度、潜在電界強度調査を実施し電波の空きを確認したところでございます。この事業に関しましては、柱になっていただける民間企業、団体にFM事業の立ち上げ支援をお願いできないか模索をしているところでございます。

公共交通体系の充実につきましては、コミュニティーバスの運行について長崎バスとの協議を進めているところでございますが、路線や車両の確保などまだまだ課題が残っており、今後も引き続き協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

1番目2点目の従来からの懸案事業内容、事業費及び達成年度はいつかについての質問でございますが、図書館につきましては、本定例会の冒頭の施政方針の中で述べましたように、榎の鼻土地区画整理事業地の保留地で計画したいと考えております。長与町公民館の建替えにつきましては、建築後既に40年以上を経過し、老朽化が進んでいることは御案内のとおりでござい

ます。そのため、今後、現図書館の敷地を含め、長与町公民館の建てかえについても検討をまいります。

橋につきましては、橋梁長寿命化計画に基づき、道路橋梁長寿命化の補助金にて平成26年度事業として10メートル以上及び15メートル未満の詳細点検及び補修設計の補助金の要望を行っているところでございます。道路整備につきましては、現在事業中であります都市計画道路西高田線は、事業認可期間を平成15年度から平成31年度を完了予定として取り組んでおまして、現在、組合区画整理事業と並行し整備を進めているところでございます。総事業費としましては、おおよそ46億円を予定しております。また、町道池堂西時津線におきましては、平成26年度の供用開始を予定しております。総事業費としましては、おおよそ2億4,600万円を予定しているところでございます。

3点目の御質問についてお答えをいたします。

拠点回収の見直しが必要であると思うがどうかについてですが、今までも御質問に対しまして御答弁を申し上げてまいりましたとおり、地球温暖化対策を初め、資源の有効利用、ごみ減量化及びリサイクル意識の向上を図る観点から、また、急速な少子高齢化が進展する中での地域のコミュニティー強化や地域活動の活性化の観点や高齢者等のごみ出し弱者への対策も含めた資源化物の収集方法を保健環境連合会と一緒に協議を行い、これまでもさまざまな改善を行いながら、この資源化物の拠点回収を実施してきたところでございます。御指摘にございますように、この拠点回収を継続していきまます上で、町民皆様の負担軽減策も重要な課題でございます。その対応策といたしまして、高齢者等ごみ出し支援事業及び自治会独自の個別回収への助成を行いますとともに、指定の日に出すことが難しい方のために、常設の回収拠点を水道局庁舎1階EM倉庫を初めとしまして、町内4カ所に設置をしているところでございます。このことは、町民皆様への広報によります周知が進むにつれ利用者も増加しており、今後も保健環境連合会との協議、連携を図りながら増設を図ってまいりたいと考えております。この資源化物の拠点回収は、町民皆様に御理解と御協力をいただくことによりまして実施できていることを踏まえまして、可能な限り負担軽減策を講じ、より取り組みやすく効果的なものになりますように研究、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

大きな項目の2番目の大村湾架橋大橋構想についての長与町の取り組み姿勢についてでございますが、この大村湾架橋につきましては、議員御承知のように、本町においては、昭和46年から架設建設に向けて周辺市町とともに県への陳情などを行ってきた経緯がございます。平成22年には、大村市が独自でシンクタンクとしてフローティングブリッジ研究会を立ち上げ研究されていたところでございます。

このような中、昨年10月に大村市、長崎市より大村湾を活かしたまちづくりネットワーク会議への参加要請があり、昨年11月12日及び本年2月17日に設立準備会が開かれたところでございます。その目的は、環境の保

議 長 ます。
 (山口経正議員)
 町長。
 町 長 (吉田慎一君)
 具体的に申し上げますと、少子高齢化、これに対応した施策づくりではないかなというふうに思っております。その前提として、やはり町民の皆さん方を話し合いができる場が欲しいということで、そういった意味でほっとミーティングとか、住民提案箱というようなことを提案させていただいております。それによって、皆さん方がいろんな考え方、そして御意見というものを聞きしておるわけでございます。その中で、少子高齢化という中で情報インフラの整備というものも、先ほど御説明しましたように、おひとり暮らしの方々の安心・安全というようなことで実際考えていたわけでありまして、そういった意味で、情報インフラもその中に生かしていけるんじゃないかと、そして、この情報インフラの中でその核となるのが一つは図書館建設ではないかということ。そういったものにつきまして、皆さん方がにぎわいのあるまちづくりをしていただくというようなことで、やはりこういったものを通じましてにぎわいのあるまちづくり、皆さんが憩い、集いやすいまちづくりというふうなことのそういった動線、そういったものがあるわけでありまして、そういった面でいえばハードの面とソフトの面、ソフト面におきましては、ICT事業、あるいはほっとミーティング、あるいは結婚相談事業、それから農業支援と、そういうところでこれは全部つながっております。したがって、ソフトの面、そしてハードの面、この2つの面からこの少子高齢化というものにつきまして、十分に応えて行きたいと。それが私が幸福度日本一の長与町、こういったものにつながっていくと、そういうふうな確信を持って進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
 吉岡議員。
 19番 (吉岡清彦議員)
 いろんな町の行政の中で、いろんな形でやってもらいたいわけですが、従来からの懸案事項が大体主ないろいろなの● わけですが、今、例えばということで図書館とか公民館等々が出ておりますけども、図書館ははっきりときょうの言葉で今まで● とかいういろんなそれぞれの構想がありまして、それはそれなりの中身のあることですので、お互いが意見出し合ってきたわけですが、町長としては、最終的に新団地の中でやることを示されまして、じゃあ後は今度はそういう形で場所が決まった、じゃあどういう形で今度それが推進していったら、どういう規模でどういう事業費で、そして、いつまでに完成するかそういうものが出てくると思いますけども、場所は決まった、あとはどういう今度完成に向けての構想か● があればよろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)
 町長。

町 長 (吉田慎一君)

今から図書館につきましてはどのような機能を持たせるかということについて、今から十分そういった期間をつくりまして、慎重にいろんな皆さん方の意見をお聞きをいたしましてどういうものが長与サイズの図書館としてやったほうがいいんだろうかということにつきましては、今からそういうのをやりたいというふうに考えております。ただ、所管等も話をしてその前にイメージとしていただいておりますのは、やはり多機能、図書機能だけではなくていろんなものが併設された多機能の一つの皆さん方が集まりやすいそういった情報の場であると。それは対話の場でもあるし、いろんな書簡を読むのもそうですし、あるいは映像通してもそうですし、そういった情報を通して皆さん方が集まっていける、そういったものとして多機能な面を備えた施設と、そういったものをイメージとして持っておりますけれども、これにつきましては、具体的なものにつきましてはいろんなことを考慮しながら、今から進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

今から設置して、完成年度も頭にはないということですかね、ちょっとそこんところお聞きします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、いろんな大型事業もやっておりますので、そのあたりを見計らいながら、いつスタートするかということを決めていきたいと思っておりますけれども、一応、もう予定地は決まりまして、既にいろんなものがこの●

張りついてまいりますので、それを● してやっていきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

これについては、いろんな人が質問をしておりますので、僕はこれぐらいにしたいと思えます。

中央公民館にしても、御存じじゃないですかね、● な施設であるわけですので、よろしく後でまたほかの人もやっておりますので●

ください。

あと、町長の教育関係で学校の施設の● のほう出ておりましたですね。14ページですかね、小学校、高田小学校ってはっきり●

なっただけでも、体育館、それから屋根防水ですね、これはこれでいい。

あと一つが、ちょっと前から出ておったのが、御存じだと思いますけれども、洗切小学校の体育館もいろいろ水が漏れて危ないということも出ておったわけですが、それは御存じですかね。

議 長 (山口経正議員)
教育委員会 教育委員会総務課長。 総務課長 (森川敏幸君)

議 長 (山口経正議員)
19番 (吉岡清彦議員)
私の聞いたところによると、同じ自治会の方がたまたまスポーツというか指導しておって、雨漏りがあってけがをしたという、滑ってね、たまたま大人だったから大げさにならなかったかわかんけども、もしそれが授業中けがしたならば、ひょっとしたら大きな問題に発展したじゃないかという気がするわけです。そういうことがまたならないようにどうするかというのが、これは知ったのですか、教育総務課長。

議 長 (山口経正議員)
教育委員会 教育委員会総務課長。 総務課長 (森川敏幸君)

議 長 (山口経正議員)
19番 (吉岡清彦議員)
そのことにつきましては、私のほうでは把握しておりませんでした。後からそれを聞いたわけなんですけれども、そういうことで雨漏りをしているということで危険性があるということで、今後その業者に対してもその都度修繕をしていただくような形でお願いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
19番 (吉岡清彦議員)
その都度修理していながらも漏っただけね、一つは、修理がなってない、どうなのかな、ちょっとそこんところは、●、保障期間後、工事してから何年保障してもらえるのかわかんけども、その間どれだけの対策●して、●であって、しかし、今現在、ことしのまだ2月ぐらいのことだから、1月か2月だから、●わけですね。だから何回か工事しとってもらってでもそれでも漏れてるということはどういうことですかね。そういう場合に●業者側に●とか、対策のほうをしてるのか。●。

議 長 (山口経正議員)
教育委員会 教育委員会総務課長。 総務課長 (森川敏幸君)

議 長 (山口経正議員)
教育委員会 教育委員会総務課長。 総務課長 (森川敏幸君)
その補修カ所は何回か雨漏りをしたということですが、ただ、その雨漏りをしている箇所がわかっている、そこだということで補修をしてもなか

なかようとめることができなかつたということは聞いてございます。ですから、今後はある程度その範囲を広げまして、もう少し雨漏りをしないような形での作業をして●。

議 長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

もろもろの●、安全対策を、児童生徒のことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、高田小学校の体育館というのは、どういふ、何か全てやりかえるんですか、それともごく一部なんかをやるのか、ちょっとそこんところお聞きします。

議 長

(山口経正議員)

教育委員会総務課長。

教育委員会

(森川敏幸君)

総務課長

高田小学校の体育館の屋根防水対策工事につきましては、数カ所、今のところ2カ所ほど雨漏りをしておりますので、それを全体的な屋根全体を補修をすることを考えております。

議 長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

じゃあそういうことで、安全・安心に向かつて児童生徒あるいは一般の人たちも利用しますので、よろしくお願ひいたします。

(3)ですけども、ごみについては、ずっと私も平成15年の12月からずっと住民のことを考えてやってくれということを書いてきてるわけですね。町長は、あるいはまた担当のほうも資源対策だとか、それはいいわけですよ、いつも言ってるように。温暖化対策とか、あるいは再利用とか、それは何も悪いことはないわけです。じゃあそれをするために一か月も溜めなきゃならないのか。それを私言っておる。そして、そのためたものを、ためるといふことはかさばるわけです。重たいわけです。それをまた遠いところまで持っていく、それは子供が見ても、おじいちゃん遠かよとか、幼稚園の生徒だって重たかよとか、持っていききらんよとかわかつたことなんです。それをこれをしないと温暖化対策にならないとか、●が●ないとか、あるいはコミュニティー、コミュニティーもこれしなきゃコミュニティーほかでもできるわけなんです、それで独自でやってるわけだから。そして、こうやって自分のお父さん、お母さんが高齢化になってきて、それをためてこういふとこまでおやし持っていけ、おふくろ持っていけて、それをさせてるわけですよ。行政自身がね。それはずっと書いてきてるわけです。そのそういうところをまた今度●でも取り上げてしてますけども、先ほど、常設のあれをまた作るとかいって発表がありました。それはどういふ形でどういふ方法で住民にどういふ負担とか軽減を与えるのか、ちょっとそこんところ詳しくお願ひいたします。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。 (益富雅彦君)
理 事 19番 お答えいたします。
手法につきましては、常設の回収拠点ということでございまして、昨年の12月にも南の交流館に1カ所設置をして、今、町内の4カ所ということで運用をいたしておるところではございます。
今後につきましては、公共施設はもちろんでございますけれども、自治会等の御要望等も視野に入れたところで設置について保健環境連合会と十分に協議、連携をとりながら設置を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
19番 吉岡議員。
(吉岡清彦議員)
ということは、自治会内にいつも言ってるように、身近なところに設置してもいいということを自治会より要望を、ということは、自治会の御利用をお願いしたいと。それはそれでもいいということですかね。いや、そこはだめばいつなるのか、そういうところを詳しくお願いします。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。 (益富雅彦君)
理 事 設置場所につきましては、先日、保健環境連合会の理事会を開催をさせていただきました折にも、若干御説明を申し上げておるんですが、今から総会等も控えております。そういう中におきまして、環境対策課として御提案をまずはさせていただきたいと考えております。そういう中で、やはり自治会においてその辺の考え方も異なるんだと考えています。そういう形の中でそれぞれの自治会の中で設置について御協議をいただき、じゃあ今議員さんおっしゃいますように、どこそこの公園内に公民館なりということで御要望がありますと、それについて運用方法等を協議をさせていただきたいと。今全体像はまだ固まっておりますが、今から御提案をさせていただくわけでございますので、その中で詳細について決めてまいりたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
19番 吉岡議員。
(吉岡清彦議員)
そういうことをするのならね、元のごみステーションがあるわけだから、そこ常設にしてもお金はかからんなど、いつも私が言ってるように、本当に●これなんですよ。行政の基本である住民のために何をすべきか、遠いところに結局● はそれでいいけれども、本当にそうはいかない、住民さんはね。そのために身近なところに● したらどうですかという、ずっと平成15年度から● 言ってきたわけですね。そういうもとに戻ってきてるわけですよ。せっかくならば、今あるステーションを利用

向こうが言うたけんそれではやります、変えません。それでは何のための行政なんです。町長も要らないです。管理者も要らないです。仕事する人間だけおればいいわけです。そこをずっと平成15年の12月から言ってきたわけです。何が問題かそこをやっぱり考えんと、だんだんだんだん行政離れていくのが起きてくるわけです。● ね。ある古典に載っています。「その本乱れて末おさまるものはあらず」。行政離れが今起きてるわけです。そのもとがわかってないからですね。やっぱり本当の思いがわからんと今のところは変わらんみたいだから。しかし、これから常設になるというわけだから、またそれに向かって違った形で住民のためにやって●

大きな2番目の大村湾架橋、これも同僚から出ておりますが、私なりに今までもしましてきておりますとこです。当然こういうのは一遍にはできないわけです。やっぱりこの構想ちゅうのは、長崎港、それとか向こうの離島から長崎港に上がってきて、それがそのままストレートに大村空港に行ける。やっぱりそのルートをつくってやるのが、またこの構想の大きな意義があるわけですね。この近辺だけじゃなくして、やっぱりそういうのは大きな意味がこれあるわけですので、長与町としてもそこに入っていけば、まあ長与を通るのかというのはわかりませんが、力を発揮して● 思っております。

あと住居表示ですけども、サニータウンができることから僕はこれ言っていて、残念ながら今のまま● おりますけども、事情はなかなか難しいことはわかります。しかし、新設する、● やっていけばまだ● だってきれいな● 整備ができてるわけでありましてね。● か何かですかね。景観とか何か● 進めてきた部分です。

今度の高田南のほうもこれをされるとさくら野ということになってますので、それに向かってやっていくということは聞いております。あとは、だから高田のほうは、長与の入り口がそういうきれいな町並みになるんですね。そして、今度は中央地区ができてくる、これによって長与の入り口と真ん中できれいなそういう団地ができて、またわかりやすく親しみあるそういうものに向かって● 、町長の言葉で事業者のほうからそういうあれがあつておるといふことですので、それに向かって町のイメージアップのために、より● になって● していただくようお願いしときたいと思います。いろいろ要望もありますけども。

あと、最後になりますけども、3月、退職とかとかいろいろ時期でありますね。この間、行政のほうに携わってきた方々が退職されると聞いております。お疲れさんでございました。これからも退職されても長与のために住民のために頑張っていられるように期待をしております。また、私自身もいろんな面で● させていただいたことをこの場をかりまして感謝をしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議 長

(山口経正議員)

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩11時07分～13時15分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、岩永政則議員の①大村湾浮き橋構想について、②長与町基本構想(10年)並びに前期基本計画(5カ年)の見直しについて、③市街地づくりについての質問を同時に許します。

11番、岩永政則議員。

11番

(岩永政則議員)

皆さん、こんにちは。

それでは、早速質問をいたしますが、少し省略をしながら申し上げますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、第1点目、大村湾浮き橋構想について質問をいたします。

第1次長与町総合開発計画は、1974年、昭和49年1月に策定し公表されてまいりました。大村湾は5市4町に囲まれた波静か、海というよりは湖と言ったほうが適切な表現ではないかと思われるぐらい貴重な内湾であります。この内湾をまたぐ架橋構想は、第1次長与町総合開発計画の中に箕堂架橋建設として計画案を記載し、県内で初めて架橋構想を打ち上げたところでございます。要約すると、空に新しい時代を迎えるに当たり、地上においてもこれに相応した道路の建設が必要であり、本町の岡地区の洲の瀬から箕島新空港に架橋することであるとうたっています。当時は県においては、長崎自動車道の建設が最大の政策課題であり、これが一定のめどがつき次第県としても検討していきたいという意向でございました。その後、大村市との協議、さらには長崎市との協議など段階を追って進め、首長を含めた協議まで行いながらも今日まで具体化に至っていないのが現状でございます。

ところが、2010年1月4日の新聞紙上によりまして、交通改善狙い大村湾に浮き橋構想が掲載されました。その記事をそのまま申し上げますと、大村湾を越えて大村市や西彼地区などをつなぐ浮橋フローティングブリッジ構想が動き始めた。観光や交通システムの改善などの県勢浮揚に向け、同市や長崎大、三菱重工など産学官が一体となった取り組みで、環大村湾の各自自治体を巻き込んだ協議会の発足も目指す。勉強会は今年から研究を重ねながら、環大村湾の自治体が参加した協議会に移行していきたい考え。後藤名誉教授は、1年半ぐらいかけて協議会になれば勢いもさらに増す。閉塞した県の現状に夢を与えたいと話をされておられますと結んでいます。

これらの情報を受けて、大村湾の西側に当たる長崎市琴海地区の自治会長ら約30人が勉強会を開き、同構想に理解を深めたとの報道がなされました。講師は同構想の提唱者の後藤恵之輔長崎大学名誉教授とのことでございます。

さらには、平成25年6月13日の新聞報道によりますと、長崎市のある市議会議員が一般質問に対して田上市長答弁をされておりますが、関係自治体と意見交換したいと答弁されているようであります。

さらにそのときの質問で、構想をめぐって産学官の懇談会や勉強会が開催されたが長崎市は参加していない。積極的に参加するよう求めたのに対し、市長は、実現にはさまざまな問題があるが、夢や魅力のある事業だと思う。交通面だけでなく大村湾の可能性を生かす方法を話し合いたいとも答弁をされているようでございます。

そこで、以下質問をいたします。

一つ、この大村湾に浮き橋構想の情報はいつごろ把握されてきたのか伺います。

二つ目、また、平成22年1月4日の新聞報道にあるように、大村湾フローティングブリッジ研究会は平成21年末発足し、専門家の方々に構成されており、当然自治体として長与町は入っていないが、いつごろに協議会への加入の呼びかけがあったのかお聞かせをいただきたいと思っております。

3点目、協議会はいつ発足したのですか。

4点目、長与町が正式に協議会に加入したのはいつなのか。加入した理由は何か伺います。

5点目、現在この協議会メンバーはどのようになっているのですか。

6番目、発足した後の活動状況について時系列的に順を追って説明をお願いいたします。

7点目、今後この浮き橋構想実現に向けての具体的な活動と見通しについてお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、大きい2番目でございますが、長与町基本構想並びに前期基本計画の見直しについて質問をいたします。

このことにつきましては、平成24年12月の議会において一般質問をしてきたところでございます。現計画は、平成23年3月の議会において議決され、第8次の基本構想並びに基本計画としてスタートをしております。前回の質問でも申し上げたが、あえて若干つけ加えながら再度質問申し上げますが、平成24年4月には町長選挙が行われ、2,651票という大差をもって吉田慎一町長が実現をいたしました。基本構想は、その町の最上位計画であることは承知のとおりであります。まちを代表する町長が変わることにより、そのまちの最上位計画である基本構想は早急に改定されることが必然でございます。当然と言ってもいいでしょう。そうでなければ、吉田町長は現計画に縛られ、町長選挙で町民に公約した政策の実現は不可能であります。

私のこの質問に対して町長は、このたびの町長就任に際し、さまざまな構想を掲げ、現在その実現に向けた取り組みを進めているところです。その中で、現在の基本構想の精神につきましては、基本的に私の想いと変わるところはございませんが、私の構想の基本となります、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちづくりへ向けた各種施策、とりわけ情報インフラの整備を柱としたコンパクトシティへの思いなどを取り入れたいと考えております。そのため、現在の基本構想並びに前期基本計画の改定につきましては、これは一つですね、具体的なスケジュールをお示ししながら、2つ目には、また議会の協力を得る体制を構築した上で、

これは3つ目ではありますが、それによって見直しを図っていきたいと考えておりますと答弁をされています。

そこで、以下について質問をいたします。

一つ、この答弁で基本的には見直しを行う考えであることは理解をしたところでございます。平成24年4月の選挙の当選から2年を経過するものです。平成24年12月の一般質問の答弁をあえて紹介しましたが、答弁で言われるように、基本構想の精神は大きく変わることはないと言いながらも、吉田町長の構想の基本は、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちづくりであり、構想の将来像の基本は全く違うものでございます。私は今回の選挙において、吉田町長の今後のまちづくりの将来像の基本である幸福度日本一に共感した町民の方々があなたを町長に選んだのであるというふうに信じている者の一人でございます。2年も経過しようとしている今日まで何の手だてもすることなく放置してよいとお考なのか。特に事務方については職務怠慢ではないのかと言わざるを得ません。町長選挙による当選後、直ちに町長に具申し、現在ある「はじめに」と同じようなスタイルのものに新町長の思いを含め、町民一丸となって幸福度日本一のまちづくりへの理解と協力をお願いするなどの内容をもって別途作成し、例えば表紙の裏の白紙のページにでも新たに補正すべきであります。数日あれば処理できることでありながら何もしていない、このことをどのように釈明されるのかお聞きをいたします。さらに、今後どのように対応されるのかも含めて、明確な答弁を求めます。

2点目、平成24年12月の一般質問から1年3カ月が経過しようとしていますが、具体的なスケジュールを示しながら議会の協力を得る体制を構築した上で見直しを図っていきたいと答弁されています。議会の協力を得る体制を構築した上でとはどのようなことなのかお伺いをいたします。

3点目、何回も申し上げておりますとおりに、今月で1年3カ月経過しようとしているのに、ようやくして平成26年度アンケート調査を行うようであります。それでは現在の時点における見直しのスケジュールはどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

4点目、今後、スケジュールが作成でき次第、議会に対しても示されるものと考えておりますが、そのスケジュールの提示はいつごろを予定してまするか、お伺いをいたします。また、見直し改定後の町民への公表はいつごろ予定されてるのか明確な答弁を求めます。

大きい3番目、市街地づくりについて質問をいたします。

榎の鼻地区の一部区域の町道は、以前は県道でありましたが、その後、町道に認定がえとなっています。従来から幅員が狭く、ましてや今日もバス路線の幹線であります。中央線もございません。町民の間からは、大型車の離合はさることながら、普通車相互の離合等を含め、歩行者は常に危険にさらされ危ない状態であるとの指摘があり、以前から多数の町民の方々から拡幅改良の要望が寄せられているところであります。私は、この区域は榎の鼻土地区画整理事業地に隣接し、この事業とあわせて拡幅改良が実施されるもの

と思って安心をしていたのであります。何と聞くとおろによりますと、何らそれらの計画はなく残念というほかはありません。斜面部分は現在樹木が伐採され、道路から山側を見ると、今日では崩落が見られ、大々的な崩落も想定されるところがあり、危険きわまりない状況でございます。

そこで質問をいたします。

一つ、この榎の鼻地区の町道に隣接している区画整理地区の土地の区域はどのようなになっているのですか。区画整理区域と町有地との区域区分を明確にお示しをいただきたいと思います。

2点目、崩落寸前の斜面の部分を将来ともにそのまま放置することは許されないということでございます。放置せず、逆に斜面の有効活用の方策に知恵を絞り、斜面の保護と区画整理地区内の土地の安全性の確保並びに道路の改良の一举両得を決断すべきであります。組合側との協議を早急に進め、その対策の具体化についての町長の見解を求めます。

最後に3点目、このバス路線は区画整理事業完成後どのようなようになっていくのか話題となっています。過去の経緯からして早急な変更は難しいのではないかと想定をされます。今後バス路線のあり方について、今日まで当然協議が進んでいるのではないかと考えているのですが、現時点でどのようなになっているのかお伺いをいたします。

あわせて各バス路線の結節点としての役割を担うバスターミナルの必要が過去においても、また現在においても論じられていますが、早急に町の重要な政策課題に位置づけ取り組む考えはないか、以上質問をいたします。終わります。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

それでは、午後一の岩永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1番目1点目の御質問についてでございますが、今回の情報につきましては、昨年10月に長崎市長から大村湾を活かしたまちづくりネットワーク会議への参加の誘いがあった存じ上げたものでございます。

2点目の御質問についてでございますが、勉強会につきましては、大村市が独自でシンクタンクとして設立しているもので、本町への加入の呼びかけはなかったものでございます。一方、協議会につきましては、この勉強会とは別に、昨年10月に大村市、長崎市が発起人となり、仮称ですけれども、大村湾を活かしたまちづくりネットワーク会議を設立する旨の連絡があり、設立準備会に参加したところでございます。

3点目の協議会の設立についてでございますが、このネットワーク会議は、本年4月発足に向け、昨年11月12日と本年2月17日に設立準備会が開かれたところでございます。

4点目の協議会への参加時期と参加理由についてでございますが、先ほど述べましたとおり、仮称ではありますけれども、大村湾を活かしたまちづく

りネットワーク会議の発足は、昨年10月に大村市、長崎市が発起人となり、大村湾を活かしたまちづくりネットワーク会議を設立する旨の連絡があり、昨年11月の12日と本年2月の17日に設立準備会が開かれ、参加をしたところでございます。

この会議の目的といたしましては、環境の保全、文化や産業の振興や住民全体の地域活動など、さまざまな分野で大村湾の特性を生かした地域活性化を推進しようとするもので、その中で大村湾架橋構想を含めた地域振興についても協議されるものと考えておるところでございます。長与町といたしましても、この会議の中で、大村湾を活用したさまざまな分野の振興策について協議をしていきたいと考えております。

5点目の協議会のメンバーでございますが、参加自治体といたしましては、大村湾沿岸自治体の5市5町で構成されておりまして、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長与町となっております。

6点目の協議会の活動状況についてでございます。

この会につきましては、昨年11月12日と本年2月17日に設立準備会が開かれ、本年4月の設立に向けて協議を行っているところでございます。

7点目の今後の活動と見通しについてでございます。この会議の目的といたしましては、環境の保全、文化や産業の振興や住民主体の地域活動などさまざまな分野で大村湾の特性を生かした地域活性化を推進しようとするもので、その中で大村湾架橋構想を含めた地域振興についても協議されるものと考えております。長与町といたしましても、この会議の中で大村湾を活用したさまざまな分野の振興策について協議をしていきたいと考えております。なお、この会議は、平成26年4月から発足する予定となっております。平成26年度の活動予定といたしましては、首長サミットや大村湾フェスタなどのイベントが計画されているところでございます。

続きまして、2番目の1点目でございます。大きな②でございます。

議員御指摘のとおり、私のまちづくりの目標は、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちであります。一方、現在の基本構想等につきましては、平成23年に策定され、その策定に当たりましては、長与町総合開発審議会における審議や住民参加のワークショップなどを経て、地方自治法第2条第4項に基づき議会の議決をいただいたものであり、この重みというものは私は理解をしているところでございます。

以上のことから、現在の基本構想等につきましては、必要な見直しを図りたいと考えておりますが、この見直しに当たっては、私のまちづくりの考え方を十分に理解していただくための体系的な施策づくりなどを経まして、また、議会の議決を必要とする体制や手続を踏みながら慎重に進めていくべきものと考えております。なお、総合計画の「はじめに」のページにつきましても、この紹介ページは基本構想に掲げるまちの将来像などを説明する内容が伴うものでありますので、先ほど申し上げました基本構想等の見直しと同時に補正すべきものと考えているところでございます。

2点目の御質問についてでございますが、議会の協力を得る体制の構築につきましては、基本構想の重要性に鑑み、基本構想の策定や変更に当たっては議会の議決を必要とすることとし、それを条例で定めることとさせていただきます。これは、基本構想の策定等が議会の議決を要するとの地方自治法の規定が平成23年に削除されたことに伴う対応でございます。

次に、具体的なスケジュールは示されたのかについてでございますが、基本構想等の見直しに係る手続につきましては、大きなステップとして、先ほど申し上げました議会の議決を必要とする体制をつくること及び今後のまちづくりの施策を体系化したコンパクトシティ構想を策定することが必要であると考えております。この点につきましては、平成25年2月25日の議会改革等調査特別委員会におきまして、長与町の基本構想の策定及びその手続に関する考え方について、議員各位への御説明を申し上げたところであり、同年第1回定例議会におきまして、長与町基本構想の策定に関する条例の議決をいただいたところでございます。

また、コンパクトシティ構想につきましては、昨年11月に長与町総合開発審議会より構想に係る提言をいただいたところでありまして、現在、この提言などを踏まえ、策定作業を進めているところでございます。

3点目の御質問についてでございますが、コンパクトシティ構想を取りまとめた後、現在の基本構想の見直しについて議会へお諮りをしたいと考えております。

4点目の御質問についてでございますが、今後の議会上程までの大まかなスケジュールにつきましては、コンパクトシティ構想の策定にめどが立ち次第お示しできるものと考えています。また、町民への公表時期につきましては、見直し案についてパブリックコメントなどによる周知を行い、成案につきましては、議会議決後速やかに公表することとしております。これらの一連の手続につきましては、年内をめどとしまして作業を進めていきたいと考えております。

続きまして、大きな③でございます。

3番目の1点目の区画整理区域と町有地との区域区分について御質問の箇所は、佐藤内科様から城の平方面へ通過する右側ののり面部分を含んだ区域と想定しお答えをしたいと思います。

町道西高田日当野線の起点部の幅員は、約5.4メートルから7メートルほどあります。のり面部には、重力式擁壁に落石防護柵が延長およそ38メートルの区間において設置をされております。それ以降は、延長およそ25メートルの区間においては、コンクリートの吹きつけによりのり面の保護がなされております。この間の道路路肩から区画整理側との境界まではおよそ2メートルないし2.6メートルの距離があります。この範囲に高さおよそ2.2メートルの擁壁及び落石防護柵が設置されている状況でございます。

次に、2点目の件につきましては、区画整理事業着工前からの状況でございます。特に昨今とも大きく変化しているものではございません。上部の

り面部からの表土の崩落につきましては、道路施設である擁壁の天端部分へ落石防護柵の設置をして安全対策が講じられております。しかしながら、組合による樹木の伐採がされている状況を見ますと、特に景観面等において配慮した対策を含め、さらには安心・安全の観点からしましても配慮が必要であることは十分認識しておるところでございます。榎の鼻土地区画整理組合様との事業関連もでございますので、組合側との協議の上、のり面保護対策及び景観等にも配慮した具体的対策を講じていきたいと考えております。

3点目の今後のバス路線のあり方とバス路線の結節点としてのバスターミナルの必要性についてでございます。

バス路線につきましては、現在進んでおります榎の鼻団地造成地への導入について、現在、バス事業者と協議を行っているところでございます。また、結節点としてのバスターミナルの必要性については、バス事業者との協議も必要ですが、ターミナル施設単体としては考えにくい面がございます。つきましては、バスターミナル施設というより、まずは町内全体の公共交通としてどこを結節点とするかを事業者と協議をし、その結節点が複合施設などとの連携が可能なところであれば、バスターミナル施設としての相乗効果や重要性が増すものと考えております。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番

(岩永政則議員)

それでは、再質問をさせていただきますが、都合によりまして、最後の③の市街地づくりについてから再質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

現在、この区画整理事業が進行中でございます。これは御承知のとおりでございますが、したがって、すばらしい団地が形成されるだろうというふうに私は期待をいたしておる者の一人でございますが、周辺におきましても若干疑問な点、懸念される点がございますので、その点質問をさせていただきますが、まず一つ、区画整理事業地内の商業系用地、ある業者が来るといことですね。商業系用地にはイオンタウンというものに売却をしているという情報を聞いておりますが、その実態は町は把握をされておられますか。

議 長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(道端和彦君)

課 長

議員おっしゃったとおり、そのように伺っております。

議 長

(山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番

(岩永政則議員)

私もいろんな情報を入手をいたしておりますが、売却は現在しとると、今答弁がありましたようにしておるということでございますが、まだ登記まではやっていないというような状況もあるようでございます。

そこで、この売却の範囲ですね、どのようになってるのか、このイオンに

議 長 対しての売却の範囲をわかっておられれば御答弁をいただきたい。
 (山口経正議員)
 都市整備課長 都市整備課長。
 (道端和彦君)
 基本的には、この地区計画による商業系地区となる区域を売却しておると、
 都市整備課長 そういうふうに考えております。なお、この商業系地区としましては、平地
 部分が全てではございません。当然一部にのり面も含まれておりますので、
 それを含めての売却と考えております。
 議 長 (山口経正議員)
 岩永議員。
 1 1 番 (岩永政則議員)
 のり面が心配で、これも町も心配だろうというふうに思いますけども、私、
 図面を● ですが、フリップにいたしましたけれども、これが榎の
 鼻の道路ですね。水色が町有地のございます。そして、この赤い線が
 区画整理の区域ですね。そして、商業系用地というのはこの黄色なんですね。
 これが平らになってる。したがって、この黄色い部分と赤の部分ですね。
 この相中はのり面になっておるんですね。そういうような状況でございます
 けども、この斜面の部分ですね、問題はね。この斜面の部分も含めてイオン
 のほうに売却をしておるといことのようにですが、そうであれば、このイオ
 ンさんのほうで何をこの斜面の部分をされようとしておるのか、そういう事
 業計画なり、あるいは、私、後で申し上げますが、防災対策が緊急に必要じ
 ゃないかというふうに思っておりますが、そういう情報を把握されておられ
 ますか。
 議 長 (山口経正議員)
 都市整備課長 都市整備課長。
 (道端和彦君)
 都市整備課長 こののり面部分っていうのは、イオンタウンさんのほうに恐らく一緒に売
 却してるという考えでおります。こののり面部については、残存森林という
 形で土地利用計画書には上がっております。最終的には、このイオンが土地
 利用計画をどうするのか。その形状によって不安定と見られております、今、
 議員がおっしゃったそののり面、これについてもイオンの土地利用計画、こ
 れに応じて防災対策も必要じゃないかというふうに考えております。
 議 長 (山口経正議員)
 岩永議員。
 1 1 番 (岩永政則議員)
 そしたら、ちょっと前後したようございますけども、4点目になります
 けども、この斜面ののり面は、榎の鼻の角から西高田方面へ約120メー
 ターぐらいの範囲内で上部の平たん地の用地を支えるのり面の役割を果たして
 おると、この部分ですね、を支えるのり面になってる、商業用地をですね。
 傾斜がこういうふうになって、上が平たく、したがって、この部分は、後で
 申し上げますけども、これはその支えるのり面のような形に現在なるとるわ

けです、既にですね。そういう状況で私はあるというふうに判断をいたしておりますけども、町はどのように判断されておられますか。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

そこののり面は、確かに今開発のために樹木を切っております。これちょっと質問とは違うんですが、当然風による抵抗という面では危険度が減ってはいるんですが、当然議員おっしゃったように、そこののり面は道路境が区画整理区域となっております、用地上商業区域となっておりますので区画整理区域内でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

商業用地を支えるのり面と私は思いますが、町はそう思いますかという質問。余り事務方と私は今までやり合ったことはございませんで、ほとんど理事者と話をしてみましたが、町長、わかる範囲内でおわかりになれば答弁いただければと思います。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃってることにつきましては、当然イオンが商業施設と買っておるわけでございます。したがって、ちょうどその境目のところが今言われているような段差関係ということでございますけども、当然イオンの土地ではありますけども、その部分については、組合として施工しているわけでありまして、町としましても、そのあたりは一緒になってこの部分についての安心・安全ということについてはこれから協議をしていくというような形に進んでいこうかと思います。そして、その120メートルのところが坂になってるかどうかという部分につきましては、私は専門家をしておりませんので、ちょっと所管のほうで答えさせていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

そこは確かにのりでございますので、平たん部と連続しておりますので、議員おっしゃるとおり、その土地ののり面となっております。以上です。

議長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

こののり面の現状を理事者は見ていただきましたかね。見てないじゃないかなというふうに思いますが、町長は暇がないから。

これは、先ほど残存緑地という表現を課長がしたようでございまして、そんなように聞こえたわけですが、私は防災緑地なのかなというふうに思って

たんですが、残存緑地が本当● なのか、どちらかわかりませんが、そういう開発では土地利用となっておるといふに私は理解しておるんですが、既にその機能は私はないような状況にあると。なぜなら、日野部長から、先ほどこちよつと尋ねる前に発言がありましたけども、樹木が伐採を既にされまして緑が全くないです。それで地肌が露出をしまして崩落が見られております。そして、開発許可を受けたのは区画整理組合であって、この現状の改善をどのようにしようとされているのか、町民の安全・安心のため、組合に対して適切な指導なり助言を私はすべきだといふふうに思います。

これは、こんな写真がある。こちらから道路側から見た写真です。ここのこれから約2メートルです。● 3メートル● ほど、2メートルほど、3メートルか、ですね。先ほど示した。それが● 。その上は、開発区域内です。したがって、こののり面もイオンに売っておると。そうしますと、崩落があるわけです。まだ今は進行中ですので、冒頭に言いましたように、どうなるかわかりませんよ。しかし、それをもう少し先に行きますとカーブが● さんの前をカーブしますと、このカーブのところの道路から右側の擁壁を見ますと、これは道路ですね。ここまで区画整理区域なんです。この上はこんな状態なんです。見られますかね。これがイオンに転売をされておるといふことなんです。したがって、何回も言いますように、イオンのほうでどうするのか知りませんが、あるいは組合として開発許可をとったその責任においてどうするかというのはやっぱり問われているだろうといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(道端和彦君)

課 長

議員が申しますように、同様考えておるわけですが、先ほど冒頭の町長の答弁にありましたように、景観面、そして安全・安心の観点からのり面保護対策については、組合との協議を中心に指導、そして具体的対策をしていきたいと考えております。

それから、既に組合側とは協議を行ってございまして、現状のまま放置することはできないと組合側も言っております。それから、商業系地区、これはイオンタウンですね。これはイオンタウンの具体的土地利用に応じた形で、先ほども申し上げたように工法検討し、対策を講じていきたいと、そういうふうに考えております。それから、景観上も含め、安全対策面におきましても、この組合側の認識は高いものを感じておる次第でございます。

それから、土地の売買でイオンのほうに売つとると、イオンがさあどうするんだという話だろうと思います。この土地の売買については、基本的にはこれは組合とイオン双方の問題です。特に売買の内容等の条件について、イオンがどうする、組合がどうする、町が深く関与するもんじゃないとも考えておりますけども、しかしながら、町としましては、よりよいまちづくりを全般に進めるに当たっては、基本的には組合側を中心として、そして必要と

あらばイオンとも協議して安全・安心に進めていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

今の最後の言葉の中に町が関与すべきでない、もってのほかなんです。区画整理事業に対しては区画整理法で町は指導助言ができるわけですね。しなければいけないわけです、逆に言えば。だから、こういう現実ですから、先ほど言いますように進行中ですから、あとどうなるかまだ見えませんよ。最終的なことを聞いておりませんので、それは● 者がおられるわけですから、それ相当な責任を持ってされるであろうというふうに思いますが、町が関与すべきでないという表現はこれは不適切に聞こえますが。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課 長 (道端和彦君)

町が関与すべきではないという、そういう意味においては、この売買金額の内容、条件等、この中に深く関与するものではないと、そういう意味で申し上げた次第です。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

工事については、十分区画整理本体そのものを含めていろんな問題があるようでございますね。したがって、やっぱり指導、助言という公的な機関の権限はあるわけですから、適正な指導、助言を今後ともしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

先ほどもちょっと触れましたように、この開発許可では、防災緑地か残存緑地かわかりませんが、この形でこの土地利用のほうを認可を受けてやるわけです。ところが、言いますように極端な表現をしますと、私の勝手な表現なんです、崩落防災対策危険区域ではないのかと。一般的には知ってのように急傾斜地崩壊危険区域ということで、この真ん前、今、道路ができておる左側ですね、コンクリートが、あれも急傾斜地の崩壊危険区域でああいう工事がなされてきておりますが、私は言いますように勝手な表現をさせていただければ、崩落防災対策の危険区域ではないかというふうに思うわけなんです。町長、どう思われますか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員指摘されるとおり、見た目にはそういう形で見えておりますけれども、十分我々としまして、安心・安全の確認をとりながらやっております、そのところは十分私どももそういった事故がないように、きちんとした形で工事につきましては注文をつけておりますので、どうぞそういった形で

議 長

御理解いただきたいと、そのように思います。

(山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番

(岩永政則議員)

ぜひそういう方向で指導をお願いをしたいというふうに思います。

この斜面の部分は、非常に● といふかな、質問でございますけれども、まず一つは、何回も言ってますように、一つは危険な土地、危険な土地と言っても過言ではないというふうに思います。2つ目には、崩落防止対策が必要なところじゃないのかというのが2つ。もう一つは、イオンに売却をしておるといふ、これが事実ですね。答弁でもありました。そして、その対策を聞きますところ、イオンに求めるとするならば、これは本末転倒だろうというふうに思うわけです。理由は先ほど申し上げました。開発許可は組合が受けておると。開発許可を受けた組合であって、組合自身が講ずるべきであるというふうに思います。先ほど課長の答弁でも十分協議していきたいという話でございますから、これはくれぐれも組合側と協議をして、本当に素晴らしい団地だなど、中の宅地が幾らいい宅地をつくってもその周辺整備がなされなければ何ら意味はないわけなんです。地主さんたちが組合をつくってやっただけの話で、それに伴う関連のああいふ斜面の崩落寸前のような斜面をもしそのままなるような、そういう開発というのは許されないというふうに思うわけですね。また、組合もそんなことしないだろうというふうに信頼を私はいたしておりますけれども、先ほどから何回も言いますように見えますので、結末がまだ見えておりませんから、結果としては言えませんけれども、今の段階で町として指導、助言の権限を持つとるわけですから、十分住民の安心・安全の立場から指導をよろしくお願いをしたいというふうに思うわけです。

それから、若干違いますけれども、町長は今回の施政方針で図書館の建設についても、町は榎の鼻土地区画整理地内に決意を固めたということでございます。図書館は行政が利用するものではございません、行政がですね。それは、町民の方々が幼児から高齢者まで全町民が利用されるわけでございますので、この区画整理地区内のということを決定をされましたことについては、私もいいことだなというふうに思いますので、ただ、目的は達成されますけれども、目的というのは、もう言いませんけれども、目的が十分達成できるようなそういう手だてを期待をしたいということで、最初の1番目に戻りたいと思います。

浮き橋構想の1点目の再質問なんですが、浮き橋構想は、今日までもそうございましたけれども、この壮大なプロジェクトであるというふうに認識をすべきだろうというふうに思います。そういう意味からは、その実現にはどうしても県が関係していただかなければ、これはもうどうにもならないと。これは以前もそうございました。先ほど冒頭に申し上げましたようにですね。そういう状況でございますので、現在の県の立場はどういうふうになっておるのかお尋ねをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

県としても、この浮き橋構想の認識でございますけども、平成25年2月の定例県議会におきまして、危機管理の側面からも長崎空港に大村湾横断道路、浮き橋方式が必要ではないかという御質問がありまして、中村知事は、これまでも大村湾、特に附帯構造物による大村湾を横断する道路の建設というものはたびたび構想として上がってきたことであつたのではないかと考えております。そういった意味で、危機管理を考えた場合に代替性をいかに確保するか、交通移動手段を複数確保するという意味では、意味があるものと考えております。ただ、現実の問題を考えますと、相当多額の費用がかかってくるだろうと思っております。事業を推進する際には、やはり費用対効果の観点も含めて検討する必要があるものと思っております。引き続き長期的な課題になってくるのではないだろうかと考えているところであります。県知事のほうは答弁されております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

これは町長、どうしても県がかまなければ先には行かないわけですね。その点は十分に認識を持っていただきまして、十分連携を図っていただくと。もし、協議会と勉強会等に県が入ってないとなれば、● 入っていただいて、歩調を合わせながら、なるべく最初から、最初が大事ですから最初から入っていただいて、● 、これ一緒に歩調を合わせていくという努力が必要じゃないかということをお願いしておきたいと思ひます。

2点目には、ちょっとお聞きをいただきたいというふうに思ひますが、きのうの長崎新聞に浮き橋構想について、長崎市議会が大村湾横断浮き橋推進議員連盟というのが3日に発足したという報道をされておられます。長与、時津の議員も負けぬように努力が必要じゃないかというふうに私は感じておるんですが、これ長崎市は知つてのように議員会が長崎市なんで、従ひまして長崎市の市会議員、昨日も同僚議員と話したんですが、市会議員40名ぐらいが定数です。この新聞によりますと、38名、2名、誰かが2人漏れとるようですけども、38名が賛同して、そして、会長には琴海の前の助役でございましたね、佐藤さん、この人が会長になっております。というような、そういう新聞報道があつております。したがひまして、町長、長与町においても、これは議員連盟は別として負けることはできないわけでございますから、琴海に橋がかかるなんて何の経済効果がありますかという私は疑問を持ちます。いろいろ異論があろうというふうに思ひますけども、長与町は負けぬように、この提唱者である佐藤先生ですね、こういう方をお招きをして、議会講演会でも、あるいは何かを町のほうでも計画されたらどうだろうかというふうに感じてますけども、町長の見解をお聞かせをください。

議 長 (山口経正議員)

町 長

町長。

(吉田慎一君)

ここの橋が急に浮上してきたという中にありますけども、長与町としましても、以前は大村湾へ橋をかけるという話も実は昔あったわけでありまして。そのときは、まだ空港ができたばかりで、そして多良見インターチェンジができたばかりの●、それがまだできてない状態だったんですね。それで、どうしても長与から空港まで遠いということでそういった話があったんでありましようけども、その後、途絶えておったというふうなことでございます。

私は、この部分につきましては、皆さんとともに十分検討していきたいと思っております。ただ、私は大村湾を活性化させようという構想は、一つには、環境とか、それから観光とかという面で私は一つ考えておりました。特に大村湾が活性化するという事は非常に大事だということで、浅瀬を海底耕うんをして、そして息を吹き返す、そして、またアオサ等々を取り除いて大村湾をきれいにするというようなことも大きな大村湾の活性化じゃないだろうかというふうに思って取り組んできました。

そして、また観光面でいいますと、ちょうど馬込から道路沿いにかけて大変すばらしい景色、景観がございまして、あのあたりが一つの観光のスポットとして長与町はそれを育てていけないだろうかというふうなことを考えておる中でこういった話が恐らく浮上してきたわけでございます。これにつきましては、議員おっしゃるように、皆さん方のお知恵をかりながら、御意見を賜りながら十分にこれを考えて対処をしていきたいというふうに考えております。

議 長

(山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番

(岩永政則議員)

それでは、この浮橋構想の実現には今後、幾多の難しい課題が想定をされます。町としてもまた積極的に取り組まれるよう、指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、②の基本構想等についてお聞きをいたしたいと思っております。

この基本構想につきましては、先ほど町長の答弁でありましたように、現在は自治法の2条4項が削除されまして、続いて96条の2ですかね、これによって町の条例で、基本構想は従来どおり議決をしていくという条例化をしたところであるわけなんです。したがって、自治法の本質というものは私は生きておるといふふうに理解をしてくれというふうに思っております。

言いますように、96条の2の定められたことには、平成25年3月議会において、長与町基本構想の策定に関する条例が制定をされてまいりました。この条例により、基本構想の策定及び変更または廃止については、議会の議決を得なければならないとの規定を定めたために、従来のように議会の議決事項になっているというふうでございます。

現在、その基本構想、基本計画というようにいろいろな表現がございますけれども、本来の基本構想というそのものは、現在の第8次のこの計画の26ページから46ページまでの、20ページであるわけなんです。間違えないようにしなきゃいかん、これが議決事項であるわけなんです。基本計画の46ページ以降につきましては議会の議決権は及ばないのであって、この点は十分お互いに認識を持つ必要があろうというふうに思います。したがって、現在、基本構想に定めてあります1節から4節まで、まちの将来像あるいは目標人口、土地利用の方向、施策の大綱について基本構想のみの見直しを、これについて先行していくべきであるという私の考えでございまして、このことを見直しについて私は申し上げておるわけです。したがって、5カ年まで至急それをやりなさいということは言っていないわけなんです。したがって、先ほどのおっしゃいました基本構想については、やっぱり町長の大きな構想ですね、これにマッチした見直しを至急やるべきだというふうに思います。

冒頭の2の1の質問で申し上げましたように、将来像の基本が吉田町長は全く違うわけですから、当然見直しが必要だと申しているわけでございます。したがって、おたおたしておれば、町長、もう4年が過ぎてしまうわけです。もうちょっとしたら4年が過ぎてしまいます。これできません、あなた自身がですね。何もできないということになりますので、職員も、素晴らしい職員がおられるわけですから、他に委託をするとか、そういうことじゃなくして、アンケート調査はそれでいいじゃないですか、300万とか、相当の膨大な金なんです、これはこれでいいとしても、基本構想そのものの見直しについては、素晴らしい職員がおられるわけですから、自前でやっぱり町民の皆様方と、町民と職員とで町民の町民による町民のための基本構想になるよう、その見直しを至急実行すべきだというふうに思っておりますが、最後に町長の答弁を求めます。

議長 (山口経正議員)

町長。マイクを立てて使用してください。

町長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃったとおりでございまして、私につきましても、この基本構想は大変重要なものと思っております。この基本構想をつくるに当たりまして、平成23年に策定されて今日にあるわけでございますけれども、質問としましても、これにつきましては基本構想見直しということで、長与町基本構想の策定に関する条例に沿って議会にお諮りして、ある程度早期に変えていきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

終わります。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で14時25分まで休憩します。

(休憩 14時13分～14時25分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、西田 敏議員の①長与町行政に係る臨時職員、パートタイマー職員の時給について。②今後の長与町の大型公共事業についての質問を同時に許します。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

それでは、3番目ですが、一般質問をさせていただきます。

長与町行政に係る臨時職員及びパートタイマーの職員の時給について。

新聞によると、総務省が発表した2013年の消費者物価指数は、生鮮食料品を除くと5年ぶりにプラスに転換となりデフレ脱却へ向け歩み始めたとも受け取れますが、物価上昇の中身を見ると、円安により穀物、原油、液化天然ガスなどの輸入価格が上昇し、食料品やガソリン、灯油、電気料金などが値上がりした影響が大きいと述べています。輸出企業などでは春闘、賃上げ交渉が始まり、政府の後押しもあり、何年振りかのベースアップも期待できる企業もありそうです。新聞も、個人消費を支える賃上げをと述べています。また、パートやアルバイト、派遣といった非正規社員の待遇改善も急務であると。時給の引き上げや、正規、非正規の格差是正の論議も期待したいと述べています。

そこで質問いたします。本町に関連する臨時職員及び管理公社のパート職員などの時給は今幾らですか。そして、(2)現在の時給はいつごろ決まった時給なのですか。

②今後の長与町の大型公共事業について。

吉田新町長にかわってから約1年10カ月。長与小学校の完成、高田保育所の移転・新設、時津町との熱回収施設建設着手と、それにつながる町道池堂西時津線道路整備、そして榎の鼻開発に伴う町道西高田線の着手と、町が大きく動いたと感じたこの1年10カ月でありました。

さらに今年度は、長与図書館の移転新設も具体化してくると思われれます。また、老朽化したインフラ整備も課題として残っています。そこで下記の質問をいたします。

(1)上記事業の補助金額、町債額をお伺いします。(2)橋梁修理、定林橋、これは人道橋のことを述べておりますが、あと公民館建てかえ、先ほどこから同僚議員からも出ておりましたけども、これは中央公民館のことですね。そしてICT事業拡大等に影響はありませんかということで、質問いたします。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

それでは、西田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、1番目1点目の、町の事務補助として雇用しております、いわゆる

パート職員の時給は、現在680円でございます。

また、長与町公共施設等管理公社は町とは別の組織でございますが、パート職員の時給は692円と伺っております。

2点目の、現在の時給適用は、町の臨時職員については平成21年7月1日から、長与町公共施設等管理公社の場合は、平成14年度からの適用となっております。

なお、昨年、長崎県における最低賃金が653円から664円に改正されたことを踏まえ、当町におきましても本年4月1日より、680円を700円に増額する準備をいたしております。

この件につきましては、長与町公共施設等管理公社においても同様の配慮が予定されているようでございます。

2番目の御質問について、1点目、上記事業の補助金額、町債額につきまして、今後の長与町の大型公共事業についてでございます、事業が完了しているものは決算額を、継続事業につきましては現時点において契約している分の予定額での補助金額、町債発行額を申し上げますと、長与小学校では、補助金額4億7,088万5,000円。町債発行額10億8,400万円あります。高田保育所は、補助金額1億4,881万5,000円、町債発行額1億9,270万円あります。熱回収施設建設は、施設建設に係る分を両町の負担割合をもとに長与町分を算出いたしますと、補助金額3億1,479万円、町債発行額8億9,099万9,000円でございます。熱回収施設の用地造成に係る分でございますけれども、補助金額4,442万4,000円、町債発行額5,980万円あります。続きまして、町道池堂西時津線道路整備につきましてでございます。補助金額1億335万円、町債発行額6,000万円あります。最後に、町道西高田線につきましては、補助金額6億9,998万5,000円、町債発行額3億1,610万円あります。

2点目の橋梁修理、定林橋（人道橋）、公民館建てかえ、ICT事業拡大に影響はないかにつきましては、御質問にあるそれぞれの事業について、具体的に影響があるとか、影響がないとかは判断はつきかねますが、橋梁修理につきましては、現在、策定いたしております橋梁の長寿命化計画に沿って、順次改修を行っているところでございます。

定林橋への歩道拡幅計画につきましては、今後補助事業に取り込み、漸次進めていきたいと考えていますが、関連する都市計画道路西高田線の橋梁新設工事が、長与中央線沿いの同一路線で行われることにより、着工時期等の整合を図りつつ進めてまいりたいと考えています。

公民館の建てかえなど公共施設の老朽化に伴うインフラ整備につきましては、国のほうより、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進、これは案でございますけれども、ということで文書が参っております。その内容について若干触れさせていただきますと、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するために、公

共施設等総合管理計画の策定を各地方公共団体で推進してくださいという内容でございます。まだ案の段階ですので詳しいことはわかりませんが、今後その計画策定に向けた詳細が判明すると思っておりますので注視をしてまいりたいと考えております。

I C T事業拡大につきましては、現在、百合野地区において100世帯を対象に、地域支え合いI C Tモデル事業として、平成27年度までの予定で実施しているところでございます。モデル事業終了後、この長与町版の地域支え合いI C T事業を町内全域に広げるには、実施上の成果を見きわめながら、他の事業との調整を図りながら進めていかなければならないものと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

それでは、再質問をさせていただきますが、まず、先ほど時給の答えがあった臨時職員、役場で直接所管が対応する臨時職員の数ですね、それから管理公社を言われましたので、時給692円であるという、この人たちの大体の人数をお願いします。

議 長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

今言われている臨時職員、パートさんですけれども、総務のほうで把握しています2月1日現在については、38名がいらっしゃいます。それと管理公社のほうをお伺いしましたところ、臨時職員については32名の方がいらっしゃるとのことでございます。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

それで、今、町長の答弁の中で、今回、昨年最低賃金が上がったということで、664円ですかね、ということで今回またタイムリーに700円に上げるという答弁がございましたけど、これはやはり今のとこのパートの賃金ですけど、この金額というのは大体どこで、誰が決めていくのか。今ちょっと私が個人的に調査すれば、役場の方たちがかなり関与して決めている。今、答弁であったように、上げたのがいつかという、直接雇った臨時職員の方の680円は平成21年でした。管理公社の692円は平成14年。10年変わっていないということですが、このこういうことを何か検討委員会とか、そういうものが設けられて、そして経済情勢等に合わせてやっていくんだろうと思っておりますけれども、その根拠ですね、そういうものはどういうことで、10年間上げなかったとか、そういうことで大体どういうメンバーで、どうい話し合いをするのかというのを、まずお聞きしたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

今、議員さん御指摘のは、管理公社の職員さんの方だと思うんですけども、その管理公社の賃金等につきましては、賃金検討委員会というのがあって、その後、理事会に諮るという形になっていると思いますけれども、うちの役場の職員も理事として入っておりますが、その職員については人事異動等でどんどんかわっていくので、その当時、その金額に決定をした経緯というのは、ちょっと把握できておりません。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田敏議員)

そして、町長の回答で最低賃金が上がったので見直したということですが、これは各自治体が大体横並びでやっていると決まっているんですかね。その辺はどのように把握したらいいんですか。直接所管で雇う臨時職員でということなんですが。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

私からお答えします。

まず、臨時職員の雇用の根本は、自治法等の法律に基づいて雇用いたしますもので、その雇用をする場合の賃金等の内容は、町が定めることになりまして、長与町でございます。その賃金を定める場合は、先ほども御答弁申し上げましたように、県内の最低賃金レベルはどうなのか、また昨今ずっと経済状況が悪いまま随分長い期間続きました。で、地方公務員の給与も上がらないどころか下がった過去がございます。そういうこともありまして、据置期間が随分長かったという結果になっております。で、先ほど議員さんがおっしゃられたように、近隣と合わせて決めているということではなくて、近隣の単価も参考にはさせていただきますが、ちなみに近隣で長崎さんが771円、これは現在なんですけど、時津町さんはうちと同じく680円というような支給実態となっているようでございます。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

大体わかりましたけれども、果たしてこの680円ですね、結局最低賃金は県のこれは最低賃金ですよ。昨年最低賃金が決まったときに、長崎県は九州で福岡、鹿児島を除けばみんな同額ですよ、たしか664円というのは。664円という最低賃金。しかし、自治体によって、長崎市は特別なんでしょうけど。しかし、隣接しておる長与町がこれまで680円、長崎市が771円の差がある。これは、もう一つは各自治体の財政状況もあるかと思っておりますけども、果たして今どきこの680円とか700円が妥当な金額なのか。今、総務課長が申されましたけど、公務員給与もずっと下がってきた、もうまさにそうですよね。何度も給与にここ10数年で年収は何十万も下が

ったというのをよく職員の皆さんから聞きますけれども。しかし、かといって、もともとの原資が全然違いますよね。月収何十万ももらう人と、月収、この単価からいきますと何万円でしょう、7万円とか8万円。多い人でも年収でいくと、パートとか臨時職員じゃない人たちでも130万か140万ぐらいですよ、シルバーとか管理公社で。

私は、非常にこの692円というのは低いなと思ったから、そして仕事の内容から見ても結構忙しい部署もありますよね。そういうところからということで今回出したんですが、総務部長は用意しとったのか、今回見直したと、700円に。もう非常に私もこれ以上突っ込むことができないわけですが、非常に今回見直したというのは14年ぶりですか、見直したということに非常に称賛に値するわけですが、私は重ねてちょっと言えば、このパート職員とかの人たちの時給は、やはり少しずつでも上げていくのを考慮していただきたいと思うわけですね。以前は、管理公社でも昇給がずっとあったそうですね、パートの職員。それから退職金制度もあったそうです。しかし、そんなのもう全て廃止されて、そしてずっと据え置きということでございます。

そういうことで、やはり行政のお手伝いをするわけですから、そういう方の賃金はやはり見直す。ずっと絶えず見直して、少なくとも長与町で働いたが、同じ臨時職員でパートならですよ、働いたらいいなと思えるような、そういう面で管理公社の理事さんはおっしゃっていましたが、今は人材確保が難しいそうですね。690円ぐらいで仕事をしたら、実際に仕事をしてみたら割が合わんということでやめられた。すぐ次をまた探さんといかんということでかなり御苦労されているみたいですので、今回見直して、今後も注目して行ってほしいなと思っていますところですよ。

あと、シルバーとか管理公社の正社員の方たちがおられますね。今、先ほどの回答で32名が臨時職員で、そして今度は職員の方が62名、嘱託の方は資料で見ますと10数名おられますけど、この人たちの給与体系は違うんですが、総額から聞いてみますと、時給に直すとそう高いものではない、たしか800円か八百何十円ぐらいじゃないかと思えますけど、この辺の見直しは今回は検討されておりますか。

議長 (山口経正議員)

総務部長 総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

その正職員といいますが、そこの給料表の関係につきましては、今回担当者のほうからお伺いしているものにつきましては、給料表はいじってはいないようです。それと、今回再雇用、そっちのほうの導入ということをお伺いしています。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

もう一度、ちょっとダブるかもしれませんが、例えば管理公社とか、管

議 長 理公社のほうは町とかんでますから、賃金を上げたい、上げてやりたいと思
ったらですよ、これは町に相談するようになっているんですかね。

(山口経正議員)

総務部長。 総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

役場が主体になって、こうしなさいということはありません。その検討委
員会の中でもんでいただいて、それから理事会、そちらのほうで決定する
というような形になっています。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

ちょっと細かい話が続きますけど、あとシルバーがありますよね。シルバ
ーも行政に関連した、あちこちの管理人とかいろいろされておりますので、
この辺の価格についてもシルバーはまたシルバーで独自の賃金を決めておら
れますので、あんまり行政のほうに私は言うわけにはいかんですが、その辺
も総合して今、この間聞いたのでは860円が平均単価ですよ、と聞いて
おります。そのシルバーの中も、業種によっていろいろ価格が違って、一番
安いのが660円という業種があるんですよ。この辺についてはぜひ調べて
いただいて、シルバーもせめて700円の単位になるような指導なり、シル
バーから聴取をしていただきたいと思いますが、今こちらのほうでわかりま
すか。

議 長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

シルバー人材センターにつきましては、町のほうから理事とか、そういっ
た役員一切おりませんので、会議する機会がほとんどないものですから、そ
の給与についてはないような状況でございます。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

今るる申し上げましたので、大体のニュアンスはおわかりになったと思
うので、今回、消費税が4月から上がりますですね。質問の冒頭に書いてお
りましたけれども、大企業とか一部の人は、賃金が上がるかもしれませんけど、
今もう既に物価ががんがんに上がってますよね。男はあんまり物価のことはわ
からんと思いますが、奥さんたちに聞けば、もうパンでも何でも全部上がっ
てきたと、輸入材料がありますから、そしてそれ電気とか、そういうものは
またコストにはね返りますから、もう全て上がった。そっちのほうは先へ来
たわけですね。こういうときにやはり民間のパートとか、やっぱり非正規雇
用の賃金は引き上げる上にも、やはりこういうときこそ行政関係の人とは直
接関係ない、これだけ上げたとしても知れた金額だと思えますよ、もう1人
20円ぐらい上げてでもですね。

ですから、今の単純に数を足しますと100人もおらんわけですから、ここで10円、20円上げて、それから労働時間を掛けて年収にしても、何百万の単位だと思っておりますので、今後ともこの辺は注目して、やっぱり働くなら少しでも上昇気流に乗るような、気持ちよく1円でも10円でも上がるということがあれば、また次の年につながりますから。所管で雇う臨時職員は2カ月交代ですか、そういうことがありますけれども、それでも同じ人がある程度来れば行政の効率も上がるわけですから、その辺ではやっぱり長与町も注視していただきたいなと思います。

次に参ります。今後の長与町の大型公共事業についてですが、先ほど、これは答えをいただきましたので、補助金等は別として、町債が1年間、約2年の間にこれだけ総合すると15億ぐらいですか、なります。新たに急がねばいかんのは図書館、それから今、町長の施政方針の中で出た西高田線の先につながる、役場の前の橋梁ですね、これはかなり高額になるんじゃないかと想定されますね。これが一番この並びでは早くなりそうですね。これあたりも大体の金額は聞きたいところですが、もう聞いてもあれですが、まず行政側はですよ、毎年公債比率、大体ここ10年ぐらい、10%ぐらいをキープしておるんですね。最近のでも、たしかまだ10%ですね。毎年借りておる金が10何億ですから、10%ぐらいだと思いますけど。そうですね、公債費歳出の12億800万ですから、10%と思っています。以前からのをいろいろ見ても、大体10%です。

私が心配することでもないでしょうが、こういう大型工事がずっと続いた場合に、この公債比率が一時期ぐっと上がったたり、そういうことがあるのではないかと危惧するわけで、その辺をちょっと財務課長のほうからでもお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)

お答えいたしますけども、現在、24年度末ですけども、地方債、町債の残高というのが137億ございます。1年前の23年度では127億、10億1年間でふえているというのが、大体元金の償還が毎年10億で、平成24年度に新しく起債を発行したのが20億、その差が当然10億ふえるということで、24年度末で137億の地方債の残高があるわけですけども、ですからこの地方債の残高を減らすのが一番よろしいんですけども、償還金額より以上に地方債を新しく発行すれば、当然残高はふえる一方でございます。

今後、議員さん心配しておられます実質公債比率という一つの地方の財政の健全化をあらわす指標がございます。それが10%前後で推移しているということでございますけども、平成23年度が10.2、24年度が9.4という決算に基づいて数字が出ておるわけですけども、今後、以前、議会で開かれました行財政等改革特別委員会ですか、その中でも若干お話をさせていただいておるんですけども、今後地方債の新たな発行を毎年15億ずつ発行するとすると、この実質公債比率というのが若干ではございますけども、

年々上がっていく計算というシミュレーションをいたしております。以上で
ございます。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

今、財務課長の話でわかるように、借入れが、地方債ががっとふえても、それは段階的であって、そしてその間には以前借りておった分が減ってくるやつも当然ありますので、その辺も考慮に入れてされておるんでしょう、当然されておると思うんですけども、私、この最後に書いておる中で、定林橋の人道橋の件ですね、これは急いでほしいわけですね。これは以前から話は私はもうどんどん進んでおるものとおっておったんですが、一向に予算、調査の予算はついておるのは1回見たことがありますけど、一向に実行に移されていきませんので、ちょっと建設部長と目が合いましたので、回答をお願いします。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

定林橋の人道橋には、議員さんも相当御苦労されて要望を上げておられて、町のほうも24年度の目玉ということでしておりました。今、定林橋の上流に皆前橋がございます。その横にも4メートルの道路があります。当時は橋梁のけた橋の確保というんですが、既存の擁壁なりブロックなりの上にげたを履かせたような構造でよかったんですが、うちも概算要望のときはある程度かいつまんでやるわけなんですけど、当然阪神・淡路大震災等それぞれの安全基準が変わりまして、県道側につきましては橋台をやりかえないかんという話で、それをクリアするためにどがんするかよくわからないということで、本体と抱き合わせるとか、そこになれば当然実施設計してみんとわからんとですけども、その辺もございました。

それと、その当時は榎の鼻の区画整理絡みで西高田線の最終分の橋梁ですね、これは予定では最初そのころはまだもくろんでいなかったものですから、当然その商業施設が来るということも勘案しまして、優先的におくれたわけでございますが、当然24年当時は2期のまち交で考えておりましたが、ちょっとこの分については2期ではもう間に合わなくなりましたけれども、また次からの3期のまち交がございますので、そちらのほうで考えてみたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

建設部長の話も、これは私なぜ人道橋を言うかというのと、もう今、橋の需要と言ったらおかしいんですが、時津方向に行く車がどンドンどンドン橋を渡って行くわけですね、あの向こうに左折して、寺の下に入るために便利だからと。皆前橋は最近ちょっときれいに、かなり修理していただいよかつ

たんですが、人道橋というか、その定林橋はもう本当に人が渡れないですね、車が両方いっぱいになったらですね。これはもう実は2年ぐらい前に一般質問の中でも出しましたけどね。ですから、これはやっぱり安全面を優先をしていただかんと、そのうち事故が起こる。こつんこつんあるのはあるそうですけど、今度は人間がちょっとでも車がこすったら、あの橋は見てわかるように手すりや、欄干が外向きになっているんだと。ちょっとこっちから行ったらことんと落ちるような形になっておりますので、これはもう安全面からちょっと予算も厳しいかもしれませんが、優先して、今、部長が言うように切り詰めれば少し難しそうのございますけど、安全はやっぱり優先していただいたほうがいいと思っております。これはもう要望です。何とか繰り上げる方策を考えていただきたい。

あと、私がここに上げておった橋梁の修理、これは定例的にやっていくということですね。公民館ですね、これは、公民館はもう以前から図書館との抱き合わせとか、これは10年ぐらい前から今までの行政側の回答をずっと見ますと、併設をするとか、二転三転しながらようやく図書館は今度榎の鼻のほうへ決まったのかなと思えますけど、そしたら公民館も当然一緒に考えてほしいと。私というか、地元私たちの嬉里中央の人たちは、図書館がかわるときは公民館も建てかわるという認識でずっとおったわけですね。特に今、コミュニティーの拠点という面では長与中央公民館が一番すごいらしくて、その建てかえというのは私は急務ではないかなと思っております。その辺でこれは、これも急いでほしいなということでもあります。

あと、このICT事業の、これは町長の一つは最初からの事業であって、これらの拡大についてはまだしばらくは、27年ぐらいまでは100世帯ぐらいを対象ということで、ただこれが後はどんどん拡大をしていくわけですから、この辺を考えますと非常にこの順番立て、それから費用の面、随分難しいかなと思っておりますので、この辺をよく町長は考慮しながら、こういう公共施設の整備と、あとこれにも書いてありましたけど、何か老朽化してきたインフラ整備もありますので、やっていただきたい。そういう要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で15時15分まで休憩します。

(休憩15時04分～15時15分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、西岡克之議員の①福祉施策について、②消防団支援法の改正についての質問を同時に許します。

10番、西岡克之議員。

10番 (西岡克之議員)

それでは質問をさせていただきます。最後ですので、皆さん、もう少しおつき合いをお願いいたします。

質問に入る前に、ちょっと文言の訂正をお願いいたします。福祉政策の

(2) のところ、すいとう（水ぼうそう）というところ、そこから上から3段目のところの真ん中よりちょっと右、「国は来年秋より」と書いていますが、これが「本年秋」という訂正をお願いいたします。

では、最初に戻りまして質問させていただきます。

福祉政策について。生活保護について。現在、我が国は、自公政権において、現首相が三本の矢政策で実施をしている、いわゆるアベノミクスによって円安、株高で輸出産業を中心にして大企業では最高益を更新しているところも少なくありません。首相みずから企業、業界団体に対して賃金値上げを働きかけている模様であります。そのような企業では、従業員の給料賃上げや、ベースアップも聞かれるようになりました。景気の波が起き始めているようであります。しかし、地方の経済はいまだ好景気の実感を感じとることはできません。本県においても同様で、いまだにデフレ不況から抜け出すことができずにいる状況であると思えます。

このような中、さまざまな理由で国のセーフティネット（生活保護）等のお世話にならざるを得なかった方々も現実に存在いたします。今や生活保護は、戦後最高の受給者数であるとも言われております。しかし、一度受給をすると、社会情勢や、仕事につきたくても年齢や、経験がない、不景気などさまざまな理由で、なかなか自立や社会復帰できないのも現状であります。そのような方々の自立に向けての支援ができないか、行政としても一度考える必要があるのではないかと感じます。そこで本町でもさまざまな支援があると思えますけども、その一例としてファイナンシャルプランナー等の制度を導入してそのような方々の側面的支援をしてはどうか伺います。

2番目として、すいとう、これは水ぼうそうと成人用肺炎球菌予防接種について。

かねてから、幾度となくこの件については議会質問を通じて町当局に早期導入に向けての質問をしまいましたが、国は本年秋より実施されるようですので、それに伴う本町の実施はどのようなになるのか伺います。

3番目、これは消費税増税について導入をされる臨時福祉給付金という制度が今度ございます。その制度についてお尋ねをします。

本年4月に実施される消費税増税において、低所得者向けに一時金として支給される臨時福祉給付金制度が実施されますが、これは前政権の民主党政権時に民主党、自民党、公明党、三党合意の形で実施するように決定されたものであります。この実施に向けて本町としてはどのように準備、実施をするのか伺います。

②として、消防団支援法の改正について。

近年、局地的な豪雨や、地震、台風などの災害が頻発しております。このような中、地域防災能力の強化が喫緊の課題となり、消防団の重要性が注目されております。特に東日本大震災では、みずからが被災者にもかかわらず、救助活動に身を投じ大きな役割を發揮しました。その一方で、住民の方々の避難誘導などで198人の方が殉職をされました。本県でも、雲仙普賢岳災害で消防団の方々が犠牲になりました。

このような、我が身を省みず、地域で活躍する消防団の皆様は、地域防災のかなめであります。しかし、近年、団員の減少があちこちで聞かれるようになりました。こうした事態を受け、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法が成立、施行されました。そこで、この法律を受けて、本町では消防団に対してどのような支援ができるのか伺います。以上、よろしくお願ひします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、西岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

1番目の御質問についてでございます。1点目、ファイナンシャルプランナー制度導入による支援につきましては、議員御指摘のとおり、生活保護受給になるとさまざまな理由でなかなか脱却できないのが現状かと思ひます。

国のほうでも、生活困窮者支援法に基づく支援事業が平成27年度から実施されるようでございます。長崎県では前倒しで平成26年度から、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施する、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する準備を進めているようでございます。この中で、相談支援員として、ファイナンシャルプランナー等による、生活困窮者の家計の再建に向けた支援がありますが、生活保護受給になる前の方々を対象のようでございます。したがひまして、本町も、西彼福祉事務所が実施いたします事業の対象となりますので、活用できると考えております。さらに、本町としましては、西彼福祉事務所がハローワークと連携し、実施している生活保護からの脱却に向けた就労相談支援などにつなぐなど、西彼福祉事務所と連携に努め、総合的支援をさらに進めていきたいと考えておるところでございます。

2点目の御質問についてお答えをいたします。

政府は、水ぼうそうワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンをことし秋から定期接種化する方針でございます。

長与町では、これに先立ち新年度から、75歳以上の後期高齢者全員を対象に肺炎球菌ワクチン予防接種の費用の一部を助成する予定でございます。秋から実施が計画されている肺炎球菌ワクチンの定期接種は、65歳以上の5歳刻みで検討されているようですので、町といたしましては、今後の国の動向を注視しながら、定期接種化までに町民の方への周知に努めたいと考えておるところでございます。

3点目、臨時福祉給付金支給につきましては、本年4月から、消費税が増税されるに当たり、低所得者へ影響緩和を図るため、一定の条件を満たす市町村民税が非課税の方を対象に、1人1万円を支給するものでございます。本町では、支給に向けての準備体制を整えるため、平成26年度一般会計当初予算へ事務費を計上しているところでございます。平成26年度の課税状況が6月に確定いたしますので、その後に、申請をいただき、課税状況など支給要件が確認できた方から随時支給する予定であるところでございます。

続いて、2番目の質問にお答えをさせていただきます。

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしておりますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、高齢化などさまざまな課題に直面をしており、地域における防災力の低下が懸念をされておるところでございます。

このような状況を危惧し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全確保に資することを目的として、議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立、平成25年12月13日に公布されたところでございます。

本町といたしましても、長与町消防団条例及び規則、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、消防団の設置、所要の設備資材の充実及び教育訓練実施や消防団員の処遇について、従前より、できる限りの支援を実施させていただいております。

特に平成26年度におきましては、長与町消防団第5分団の格納庫建設、小型動力ポンプ付積載車の更新及び消防小型動力ポンプ購入など、施設や設備の充実を図りたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

それでは、最初の質問からいきたいと思います。これは、本町自身が生活保護の全般にかかわっているという面も、西彼福祉事務所ですね、いわば受け付け窓口というか、いう部分を否認しませんので、余り差し入った議論はいたしません。だがしかし、こういう言い方をしたら悪いんですけども、受け付けだけでいいのかという形もありますので、できればそこら辺も少し使命感というか、主体的で問題意識を持って行政に当たってほしいなという部分もあるものですから、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、現在の生活保護の本町内での世帯数とか人数とかわかれば、教えてください。

議 長

(山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長

(西平隆邦君)

町内の生活保護の受給者数ですけども、平成24年度で189世帯、336名ということで西彼福祉事務所のほうから報告を受けております。

議 長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

ここ数年、三、四年でも四、五年でも構いませんが、この今189世帯、336名というのが昨年ですけども、20年度ぐらいからの数の変化というのがわかれば教えていただきたいんですが。

議 長

(山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 それでは、平成20年度からお答えいたします。
 平成20年度は123世帯、225名。21年度が138世帯の252名。
 それから、22年度が162世帯の298名。23年度が181世帯の326名です。

議長 (山口経正議員)
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
 今、お話を聞いたとおり、平成20年度から見ますと右肩上がりでやっぱりふえているんですね。これは景気が悪いという形も確かに要因の一つなんです。もうそれは、ここ1年ぐらい国はなりますかね、ちょっと先ほどのアベノミクスでようになったとかいう形がありますが、それ以前は全くいわゆるデフレ状態でやっぱり不景気で仕事がないという形もありましたし、どんどん見ていると123世帯から138世帯、162世帯、181世帯、前年度が189世帯という形でどんどんどんどんふえているんですね。やはりこういうのを改善をしなければならないというふうに思います。なりたくてなっている人は誰もいないと思うんですね。仕方なくなられているんだろうと思いますけども、ここに至る以前の問題というか、例えば各種税金とかが滞納が始まってきたというのはわかるんだろうと思うんですね。そのあたりで所管のほうで注視して見て、先ほど私が言ったようなファイナンシャルプランナーをつけるとか、生活改善をしていくという形が必要になってくるのではないかなと思うんです。その辺については横の連携等、そういうことをされているのかなという形を、2点御質問します。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 庁舎内での所管同士の連携につきましては、完全ではないんですけども、保護の相談者と、今先ほど議員さんおっしゃられた滞納者とかの状況に応じては、福祉課のほうの生活保護の担当の職員と連携を図ってお話を伺って、保護の対象になるような状況まで落ち込んでいけば、当然すぐ保護の手続等に入りますし、まだそこまでいかないようだったら福祉事務所との連携を図って、就労支援とか、その方のどうして生活困窮に陥ったかの条件にもよりますけども、そういった手だてがあればそういったところで連携してつないでいっております。

議長 (山口経正議員)
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
 今、福祉課長がおっしゃったのは、窓口に来られてからの形だと取りました。これは、それ以前の話は今ちょっとしているんですね。窓口に来られたら、もう思い余ってこられるんで、その前に私が言ったファイナンシャルプランナーを入れたらどうですかという形ですね。そこら辺の来る前の状況と

議 長

ことでお聞きしております。

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

なければ、それはもう一番いいことだと思います。よく言う、真面目な方が損をするという変な目で見られるということが、こういう不正なことがあれば、やり玉に上げられることがあるんですね。だから審査は厳正にさせていただきたいというふうに思います。

これは要望なんですけども、埼玉県がやっている制度なんです。負の連鎖という形があって、親が生活保護に陥りますと、その子供も陥りやすいんですよ。学力に対しても、一般の方々とは比べたら低いんですね。これは統計上のことなんです。埼玉県では、小・中学生を対象にボランティアで大学生が高校進学率をアップするような塾をやったりとか、また、今度就労についても職業訓練の受講から再就職までかかっておられるとか、かなりそれで保護費が、昨年なんですけども3億7,000万円分の生活保護費を削減することができたと、その就労支援したおかげでそういう形もできております。この負の連鎖というのを断ち切る意味でも、そういうことを西彼福祉事務所と一緒に考えてやっていくことも必要ではないかなというふうに思います。これは回答は要りません、要望ですので。

では、次に行きます。次は、水ぼうそう、肺炎球菌について御質問させていただきます。

先ほど、当初の答弁の中で75歳以上の後期高齢者全員対象という形でこれをされるということを聞きました。非常にありがたいことだと思っております。国、これは我々公明党が国会で粘り強く訴えていったこともあって、ことしの秋から定期接種、水ぼうそう、成人用肺炎球菌がなるようになったんだという形も存じております。その中で、今の75歳以上の方々ですけども、補助というのは1人大体幾らぐらいの補助金といいますか、申請といいますか、をお考えなのかなということと、この制度についてのアナウンスといいますか、それはどういうふうにお考えですか。

議 長

(山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険

(小佐々司君)

課 長

今のところ、1人当たりの助成額といたしまして3,000円を補助・助成するよというふうに考えております。それから、住民の方への周知につきましましては、町長の答弁にもありましたように、秋から65歳以上の方に定期接種化される見込みですので、町民の方に誤解を与えないように広報等を通じて周知をしていきたいと考えております。

議 長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

ありがとうございます。

で、そこで一つ、まだ決めてないのかもしれませんが、65歳以上、秋からになりますね。75歳以上はもう全部対象だと思うんですけど、秋からは65歳以上は国費でやられると思うんですけど、あれは5歳刻みですよ。で、その例えば5歳の漏れた残りの人たちに対しては、どんなふうに考えていますか。60から60歳、65歳、一遍打てば5年間打たなくていいんですけども、じゃあ61の人、62の人、63の人、64の人はどういうふうに考えておられますか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)

おっしゃるとおり、今、国が考えておりますのは5歳刻みになりますので、その間、そのはざまの人は打てなくなりますので、今、厚労省予防接種会のほうで考えているのが、当初の26年度については、65歳以上ではざまの方を救う方法、そういうのが検討されている模様でございます。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

まだ多分答えが出てないんじゃないかなというふうに思っていました。もしですよ、そのはざまの方々が、国が何も見ないとかいう形になった場合は、町のほうで幾らか、先ほど1人3,000円、75歳以上の方は補助をしていただけるといいう形という今、答弁いただいたんですけど、そこまでなくてもいいと思うんですよ。1人それぞれ1,000円でも2,000円でもいいと思うんです。希望の方に補助をしてあげるといいう考えはないのか、これはどうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)

先ほどから答弁させていただいていますように、秋からは定期接種化されますが、まだその内容というののははっきり見えておりません。それと、後期高齢者のほうも補助対象するようになってはいますが、秋以降の状態についてはまだ未定でございます。ですから、今後その辺の国の動向等を注視しながら、それに準じた対策をとっていかせていただければと考えています。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

では、もう少し食らいつきます。今の言葉だと、確かに国の動向を見ながらという形です。私が言っているのは、町自身で例えば私が言ったように1,000円でもいいんです、2,000円でもいいんです、御希望のある方に対しては、先着順という形はちょっとどうなのかなという形はありますけども、恐らく先進地で7%ぐらいしか来ないんですね、その対象者の。そこまで来ないと思うんですけども、そういう形を国がもし見ないといいう形になっ

議 長 たらお考えになることはないのか。これ町長、ちょっとお答えできませんか。
 (山口経正議員)
 町長。

町 長 (吉田慎一君)
 本来、今回こういった形で町がお話ししましたのが、議員のほうが随分質問をしていただいております。そういった高齢者の医療というのは大変今かかっております。だから、元気でいつまでも健康でいていただくというのが一番よろしいわけでありまして。それで、このワクチンの有効リストというのが、75歳以上が78%と非常に高いんですよ。だからおっしゃいました、75歳以降が高いので、まずここをやってみようということでやりましたですね。今、議員言われたことにつきましては、また今後いろいろ考えながらやっていきたいと思っております。きょうのところはそこまで答弁できませんけども、一応そういう形で75歳以上の人たちを対象にさせていただくというようなことでもあります。

議 長 (山口経正議員)
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
 わかりました。じゃあ、次の宿題にまたやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。もう小佐々課長も定年でございますので、これ以上はやり合ってもちょっとかわいそうなので、もうここら辺でやめておきたいと思っております。どうも小佐々課長、ありがとうございます。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険 健康保険課長 (小佐々司君)
 でお答えします。水ぼうそうにつきましても、同じように秋から定期接種化になるんですけども、これは高齢者肺炎球菌と違いまして、A類のほうになりますので、個人負担は全くかかりません。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
 そのとおりですね。A類というんですか、A群というんですかね、でかからないので、あと年齢といえはたしか2歳か3歳ぐらいだったかなと記憶しております。で、これも健診なり、広報ながよなりで、よくアナウンスをしていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

じゃあ、②の(2)は終わります。(3)の臨時福祉給付金に移りたいと思っております。

臨時福祉給付金について、内容等おわかりになっていれば少し教えていただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)

現在わかっている部分ですけれども、臨時福祉給付金につきましては、給付の対象が基準日が平成26年の1月1日、それから基準日において住民基本台帳に記録されている者、市町村民税均等割が課税されていない者、それから生活保護制度内で対応されている被保護者等でない者が給付額を対象者1人につき1万円。それと、老齢基礎年金とか障害基礎年金など、あと児童扶養手当などを受給されている方については、加算額として5,000円をプラスになっております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。
10番 (西岡克之議員)

これですね、臨時福祉給付金は、配偶者による暴力、いわゆるDVなんですけれども、の方も例えば長与町にいないから、わかりやすく言いますと御主人の暴力がすごいで長与町にいないでよそにいらっしゃる、子供たちを連れて、そういう形の方々については、申請すれば出るようになってはいますけれども、そこら辺についてはどうなんですかね。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)

議員さんおっしゃるとおり、DV等関係は、もともとの住民票の記録市町村等自治体と、長与町にもし住民票がなくてそういったDV等の被害に遭われて長与町に住まれている方とやりとりをした上で、ほかの要件等が満たされていれば支給の対象となります。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。
10番 (西岡克之議員)

その前に、その場合に事前に申し出期間というのがあって、2月28日までに届け出れば、被害者が住んでいる市区町村から被害者に給付金が払われるというんですけれども、これは2月28日過ぎているんですが、それでも構わないわけですか、ちょっと確認します。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)

可能だとなっているようです。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。
10番 (西岡克之議員)

では、本町の場合は、2月28日以降で、もう3月ですけれども、以降も事前に申し出を行って受給できるという形なんですね。もう一度確認します。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)
ほかの要件さえ問題なければ、対象になります。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。生活福祉部長 (田島弘明君)
確かに2月28日までが事前申し出期間ということで国のほうはうたっておりますけれども、それを過ぎても申し出をすることは可能です。ただ、その今の課長が言う条件というのが、既に配偶者等が事前にもう申請をされているとなった場合は、ちょっといろいろ調査する段階でこちらの住所がわかってしまうという場合がありますので、そういう場合はもう前の住所のところで支給するというふうになっております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。10番 (西岡克之議員)
こういう場合はちょっといろいろ難しい形があるので、いわゆるストーカーとか、住所を知られて調べられて、ちょっと飛躍しますけれども、探偵を雇って住所を調べて、そこを突きとめてストーカーするとかいうような形もありますので、連携ということでやってほしいなという部分もあります。ただ、私がお聞きしたのは、事前申し出期間を過ぎてもできることはできるんですよという形で確認をさせていただきました。

それと、以前、地域振興券ってありましたね。そのときはたしかチームみたいにつくってやったんですけども、今回もこういう、この支給に対してそういう体制をつくってやる予定があるのかなのか、そこをちょっとお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)
総務部長。総務部長 (中山祐一君)
実際、今のところ主になっていただくのは福祉課のほうでなってもらおうかということで考えておりますけれども、今の体制だけでは無理としますので、定額給付金のときもそうだったんですけども、ほかの課からとにかくお手伝いをしてもらいながら、間違いなく実施をしていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。10番 (西岡克之議員)
わかりました。漏れがないようにやっていただきたいというふうに思います。

あと、住宅ローン減税の恩恵を受けられない人という、いわゆる住まい給付金というのがたしか出るんです、この一環として。この件については、も

議 長 しわかっていればこの場で説明していただきたいと思います。
 (山口経正議員)
 しばらく休憩します。
 (休憩 1 ●時●●分～1 ●時●●分)

議 長 (山口経正議員)
 会議を再開します。
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 臨時福祉給付金のほうでは、その辺はちょっと聞いておりません。

議 長 (山口経正議員)
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
 ここは、ほかの所管では、そういうことというのはわからないんですか。

議 長 (山口経正議員)
 しばらく休憩します。
 (休憩 1 ●時●●分～1 ●時●●分)

議 長 (山口経正議員)
 会議を再開します。
 生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
 私どもが把握しております今回の臨時福祉給付金の以外には、子育て世帯の臨時特例給付金、先ほどもらわれなかった人たちの児童手当支給者に対しての支給というのは、1万円が出ますということで確認しているんですけども、今の状態聞いておりませんので、再度持ち帰りまして、ありましたらまた御報告したいと思います。

議 長 (山口経正議員)
 西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
 わかりました。じゃあ、それはもうそれで結構です。わかりました。じゃあ、この件については質問を終わります。
 最後に、消防団支援法について質問させていただきます。
 まず、ありきたりというか何というか、本町の消防団の団員数ですね、今現在の団員数と、ここ3年、4年ぐらいの団員数の数の変化というか、わかれば教えてください。

議 長 (山口経正議員)
 総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
 私からお答えいたします。
 長与町の場合の消防団の団員ですが、定員といたしますか、290名に対し、実団員数が287名となっております。過去からの流れといたしますか、これはちょうど長崎県が提示した資料がございますので、それを用いて申し上げ

ますと、ちょっと5年前の数字が長与町の場合286名でした。これは結局4名欠員状態だったということですね。これが25年度で287名ということで、実団員数が1名ふえているということです。これは県内の21市町を比べてみますと、実団員数がふえているというか、減ってない団体が7団体しかございませんで、残りの14団体は実際の団員数が減っているという状況でございます。補足いたしますが、定数、定員に対して実団員数が不足している段階がほとんどとなっております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

ありがとうございます。

次に、今の質問を聞こうかなと思ったら先に答えていただきましたので、他自治体と比較してどうなんですかと聞こうかと思っただけなんですけども、なかなか優秀というか、現場ではこれだけ集められるのですね。卒団される方もおられるし、今度またそれに対して勧誘とかで団員さんを集められる、大変な苦勞が現場であると思うんですね。その辺も我々も理解しておかなければならないというふうに感じております。そういう努力があって、この数字が出ているのかなというふうに思います。

では、団員数の数はよかったんで、今度は支援法の中で交付税措置でいろんな機器というか機材というか、も準備できるようになっております。例えば、大きいものではエンジンカッター、AED、あとタブレット、トランシーバーというのが準備していいよという形になっているんですけども、そこはそこ、地方の実態に即して準備すべきだろうというふうに私は考えております。例えば、分団の中にAEDを置いていても、分団のシャッターが閉まったら誰もとりに行きようがないと。そういうところにAEDを置いても利用価値が少ないと思うんですね。それと、タブレットもってなっていますけども、タブレットを28平方キロの中でタブレットを置いても、そんなに意味はなさないというふうに思います。だからそういうふうな余分な装備といったらちょっとあれですけども、そういうふうな装備をするよりも、エンジンカッターもそうです、ここは浜田出張所があるので、浜田出張所もあるし、北消防署も近くにありますので、そういうところのレスキューが持っていると思います。それをあえて予算を使って町内に置く必要はないんだというふうに私は理解します。

で、そういうふうな装備を置かずに、本当に必要な装備をしなければならないというふうに思っております。それはもう何かと云ったら、団員さんの例えば安全靴とか、防災のものとか、そういう形が本当に必要なものじゃないかな、手袋とかですね、耐火性の手袋をつくるとか、そういう形で思っております。その辺の考え方についてはどういうふうにお考えになりますか。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

議員さんのおっしゃるように、長与町の場合は常備消防を長崎市に委託しております。ですから、浜田出張所を中心として長崎市の消防署の車であったり消防署員が駆けつけていただいています。長与町では非常備の分を分団、消防団としての活動がメインになりますので、議員さん御指摘のようにおのずから装備品の切り分けというか、役割分担も若干出てこようかと思っております。長与町の場合は、議員さんも御指摘いただいたように、どちらかといえば冒頭町長が申しあげましたようなハード面の整備ですね、格納庫の整備であったり、いわゆる消防車の更新であったり、そういうことを充実していくと同時に、消防団員の身を守るための装備、例えば御指摘があったような安全靴の提供であったり、それから火元に近い場所で活動する団員さんのための防火服の配備であったり、また出動時の連絡体制のためのトランシーバーの配備であったりということを考慮させていただいているところで、今後も引き続き消防団の御意見を伺いながら、そういった面での充実に努めていきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね、それを今のところ中心に装備は充実していければというふうに思います。

で、その装備が置く場所が格納庫ですけども、先ほど5分団ですかね、施政方針にもあったように、まずそこを格納庫をつくるという形で喜ばしいと思いますので、消防車の更新も1台あるんだろうというふうに思います。つらつら長崎市の分団と長与の分団と比較してみますと、市内の分団よりも長与の分団のほうがはるかに新しい消防車というか、充実した装備をしてくださっているだろうというふうに私は理解しております。一台はポンプを、動力ポンプを別に持ったりとか、長与の場合、消防車の中にも備えつけで入っていますので、いい分団の装備をしてくださっているんだろうというふうに理解をしております。

その中で、6分団が今、分団の場所をつくっていただくようになっていると思うんですけども、その後、まだ区画整理の絡みもあるんだろうとは思いますが、その後の経過というか、どういうふうになっているのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

第6分団の格納庫移転につきましては、議員さん御指摘の、当初計画を進める準備をしておったんですが、県道拡幅の関係で第5分団の移転を先にさせていただこうということで判断をさせていただいているところです。

また一方、第6分団の格納庫移転予定地が高田南区画整理事業区域内にあります。今、移転を考えている場所がまだ造成工事中でございます。多分26年度途中までかかるようなお話を聞いていますので、実際の建てかえは

27年度になるのかなというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
わかりました。装備については、るるしたのでいいと思います。
あと、今度たしかこの法の改正で、消防団の方の待遇というか、処遇というか、いわゆる報酬も少し手厚くなるようなんです。どこだったかな、県内でも何か不正な、ちょっと余りよくない金の流れがありましたね。県北のあたりだったかなと思います。いわゆる横領みたいなことがありました。本町の報酬の流れはどうなっているのか、そこをお知らせください。

議長 (山口経正議員)
総務課長 (古賀 洋君)
総務課長 総務課長。
お答えします。
長与町の場合の消防団員に対する報酬及び出動手当の支給実態ですが、前期、後期、2回に分けて町のほうから直接各分団へ支出いたしております。以上です。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
国は、法改正で年額3万6,500円、出勤7,000円という、ある程度の枠でされていくんだらうと、地方で違うと思うんですけど、長与の場合はもしわかれば、お答えできればお願いいたします。

議長 (山口経正議員)
総務課長 (古賀 洋君)
総務課長 議長が御指摘のように、報酬、出動手当については、普通交付税の基準財政需要額の単位費用の中に折り込まれております。その基準といいますか、その単価が団長以下、団員までそれぞれ決められておりますが、長与町で決めている報酬、これは条例で決めています。この報酬額は、全て国の言う単位費用を上回る形をとっています。失礼しました、団員だけは同額ですが、それ以上の団員さんについて、部長さんであるとか、分団長であるとか、それは全て交付税の単価を上回る額を支給させていただきます。
また、出動手当については、交付税の上では一律7,000円、1回というふうになっているようですが、これはなかなか出勤実態とそぐわない面もございまして、私ども長与町では、1時間未満、それから1時間から4時間、4時間以上と、3つのパターンに分けて手当を支給いたしておりますが、一番高い4時間以上が4,200円というところで、まだ交付税の単価まではちょっと届いてないという現状でございまして。ただ、火災に関しての出動の手当を県内で比較しますと、ちょうど中間あたりにあるのかなというふうに認識いたしております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。直接危険と隣り合わせのボランティアなんですね、消防団の方々は。できるだけ手厚い制度というか、手厚い施策で彼らの活動の後押しをしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)

先ほど調査して回答するというものでありましたので、調査ができているようですから、先ほどの質問に対して答弁があるそうです。しばらくお待ちください。できますか。

準備が不十分なようです。後からということになります。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 16時08分)